

令和元年 第4回

木古内町議会定例会会議録

令和元年12月12日 開会

令和元年12月12日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 又 地 信 也

## 目 次

	提出された案件及び議決結果	1
	第1日目（令和元年12月12日）	
	議事日程	2
	議会運営委員会報告書	4
	議長諸報告	5
	総務・経済常任委員会所管事務調査報告書	7
	開会・開議の宣告	9
日程第 1	会議録署名議員の指名	9
日程第 2	議会運営委員会報告	9
日程第 3	会期の決定	10
日程第 4	議長諸報告	10
日程第 5	総務・経済常任委員会所管事務調査報告	10
日程第 6	町長及び教育長諸報告	11
日程第 7	一般質問	11
	8番 廣 瀬 雅 一	11
	9番 竹 田 努	16
	1番 平 野 武 志	22
	6番 新井田 昭 男	32
日程第 8	議案第 9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	39
日程第 9	議案第10号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	39
日程第10	議案第 8号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について	39
日程第11	議案第 1号 平成31年度木古内町一般会計補正予算（第9号）	39
日程第12	議案第 2号 平成31年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	39
日程第13	議案第 3号 平成31年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	39
日程第14	議案第 4号 平成31年度木古内町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	39
日程第15	議案第 5号 平成31年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	39
日程第16	議案第 6号 平成31年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）	39
日程第17	議案第 7号 木古内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について	55
日程第18	議案第11号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について	57

日程第 1 9	議案第 1 2 号	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例制定について	5 9
日程第 2 0	議案第 1 3 号	木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について	6 7
日程第 2 1	選挙第 1 号	木古内町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	6 8
日程第 2 2	発議案第 1 号	議会閉会中の所管事務調査について	6 9
日程第 2 3	意見書案第 1 号	日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書	7 0
日程第 2 4	意見書案第 2 号	「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書	7 1
日程第 2 5	議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について		7 2
	会期中の閉会		7 3
	会議録署名議員の署名		7 4

## 令和元年12月12日（木）第1号

- 開会日時 令和元年12月12日（木曜日）午前10時00分  
○ 閉会日時 令和元年12月12日（木曜日）午後 4時27分
- 

・出席議員（10名）

1番	平野武志	6番	新井田昭男
2番	手塚昌宏	7番	相澤巧
3番	鈴木慎也	8番	廣瀬雅一
4番	吉田裕幸	副議長	9番 竹田努
5番	安齋彰	議長	10番 又地信也

---

・欠席議員（なし）

---

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森伊佐緒
副町長	大野泰
病院事業管理者	小澤正則
総務課長	若山忍
町民課長	吉田広之
税務課長	加藤隆一
会計管理者	加藤隆一
保健福祉課長	羽沢裕一
保健福祉課包括ケア推進室長	武藤一郎
まちづくり新幹線課長	木村春樹
まちづくり新幹線課新幹線振興室長	大山進
産業経済課長	片桐一路
建設水道課長	構口学
病院事業事務局長	平野弘輝
特別養護老人ホームいさりび事務長	東誠
教育長	野村広章
生涯学習課長	吉田宏
給食センター長	吉田宏
農業委員会事務局長	片桐一路
代表監査委員	柿崎重朋

---

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	福田伸一
議事担当主査	堺泰幸

令和元年第4回木古内町議会定例会議事日程

第1号 令和元年12月12日(木)

午前10時00分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4		議長諸報告
5		総務・経済常任委員会所管事務調査報告
6		町長及び教育長諸報告
7		一般質問
8	議案 第9号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
9	議案 第10号	木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
10	議案 第8号	議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について
11	議案 第1号	平成31年度木古内町一般会計補正予算(第9号)
12	議案 第2号	平成31年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
13	議案 第3号	平成31年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
14	議案 第4号	平成31年度木古内町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
15	議案 第5号	平成31年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
16	議案 第6号	平成31年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
17	議案 第7号	木古内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について
18	議案 第11号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
19	議案 第12号	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
20	議案 第13号	木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
21	選挙 第1号	木古内町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
22	発議案第1号	議会閉会中の所管事務調査について

23	意見書案第1号	日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書
24	意見書案第2号	「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書
25		議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

令和元年第4回定例会 提出案件及び議決結果表

議件番号	議 件 名	議決月日	議決結果
議案第1号	平成31年度木古内町一般会計補正予算（第9号）	元. 12. 12	原案可決
議案第2号	平成31年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	元. 12. 12	原案可決
議案第3号	平成31年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	元. 12. 12	原案可決
議案第4号	平成31年度木古内町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	元. 12. 12	原案可決
議案第5号	平成31年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	元. 12. 12	原案可決
議案第6号	平成31年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）	元. 12. 12	原案可決
議案第7号	木古内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について	元. 12. 12	原案可決
議案第8号	議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について	元. 12. 12	原案可決
議案第9号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	元. 12. 12	原案可決
議案第10号	木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	元. 12. 12	原案可決
議案第11号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について	元. 12. 12	原案可決
議案第12号	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例制定について	元. 12. 12	原案可決
議案第13号	木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について	元. 12. 12	原案可決
選挙第1号	木古内町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	元. 12. 12	当 選
発議案第1号	議会閉会中の所管事務調査について	元. 12. 12	原案承認
意見書案第1号	日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書	元. 12. 12	原案可決
意見書案第2号	「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書	元. 12. 12	原案可決
	議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について	元. 12. 12	承認



( 午前10時00分 開会 )

## 開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(又地信也君) ただいまから、令和元年第4回木古内町議会定例会を開会いたします。  
ただいまの出席議員は10名でございます。  
よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。  
ただちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

## 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(又地信也君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。  
4番 吉田裕幸君、5番 安齋 彰君。以上、2名を指名いたします。

## 議 会 運 営 委 員 会 報 告

○議長(又地信也君) 日程第2 議会運営委員会報告。  
令和元年9月20日に開かれました、令和元年第3回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、議会運営に関する件についての報告を求めます。  
議会運営委員会 委員長 3番 鈴木慎也君。

○3番(鈴木慎也君) 3番 鈴木慎也です。  
令和元年12月12日 木古内町議会 議長 又地信也様。木古内町議会議会運営委員会委員長 鈴木慎也。  
議会運営委員会報告書。  
令和元年第4回木古内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

記 1. 会議開催状況。  
会議開催状況につきましては、12月10日に開催し、欠席委員はおりませんでした。

2. 令和元年第4回木古内町議会定例会における議会運営について。  
(1) 今定例会の会期については、12月12日から12月13日までの2日間としたい。  
(2) 議事日程については、別紙配付のとおりである。  
議事日程番号8から16までは一括議題とする。  
なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。  
(3) 付議案件は、議案13件、選挙1件、発議案1件、意見書案2件である。

(4)一般質問者は4名であり、通告順により質問者ごとに行うこととし、一項目につき、質問時間のみで20分の時間制で実施するものとする。以上でございます。

追加いたします。

(1)今定例会の会期については、12月12日から12月13日までの2日間としたい。12日は本会議を開催し、行政報告、一般質問、補正予算等の議案審議を行う。以上が修正でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) ただいまの、議会運営委員会委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、報告を終了いたします。

## 会 期 の 決 定

○議長(又地信也君) 日程第3 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長より報告のとおり、本日から12月13日までの2日間としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から12月13日までの2日間と決定をいたしました。

## 議 長 諸 報 告

○議長(又地信也君) 日程第4 議長諸報告。

議長諸報告につきましては、別紙配付のとおりでありますので、これを省略いたします。

## 総務・経済常任委員会所管事務調査報告

○議長(又地信也君) 日程第5 総務・経済常任委員会所管事務調査報告。

令和元年9月20日に開かれました、令和元年第3回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、総務・経済常任委員会所管事務調査についての報告を求めます。

総務・経済常任委員会 委員長 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 1番 平野武志です。

令和元年12月12日 木古内町議会 議長 又地信也様。木古内町議会総務・経済常任委員会委員長 平野武志。

総務・経済常任委員会所管事務調査報告書。

所管事務調査について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

記 1の会議開催状況ですが、2回の開催日、出席委員は記載のとおりでございます。

記 2の所管事務調査項目につきましても、(1)の保健福祉課から(4)番まで記載のとおりでございます。

### 3. 調査報告。

総務・経済常任委員会所管の事務について調査を行いました結果、当委員会として次のとおり報告いたします。

(1) 小規模多機能型居宅介護施設の整備について。こちら継続調査でございます。

当施設実施設計の内容について、2案が示されました。施設の内部配置や駐車場を含む外構の提案、非常時の設備や騒音の心配など、多岐にわたり意見が交わされました。

各意見も踏まえ実施設計の完成に向け、利用者や家族が利用しやすい施設となることを望みます。運営にあたっては諸課題も多く、今後も常任委員会の継続調査といたします。

(2) 手数料の見直しについて。

令和元年10月1日の消費税増税に伴い、各種使用料の料金改定案が示されました。増税に伴う使用料の改定について一部理解もいたしますが、各種スポーツ施設使用料や広告掲載料については、我が町が設定している金額であり、増税に伴う改定にはあてはまりません。

特にスポーツ施設については、しっかりと整備を行った上で、各種大会・合宿誘致を含め、施設の利用促進について検討するべきである。

そのことをしっかりと協議し、説明した上での料金改定が望ましい。以上でございます。

○議長(又地信也君) 総務・経済常任委員会委員長の報告が終わりましたが、この委員会は全員による委員会でありますので、質疑を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

以上を持ちまして、報告を終了いたします。

## 町長及び教育長諸報告

○議長(又地信也君) 日程第6 町長及び教育長諸報告。

町長及び教育長諸報告につきましては、別紙配付のとおりでありますので、これを省略いたします。

## 一 般 質 問

○議長(又地信也君) 日程第7 一般質問。

これより一般質問を行います。

一般質問につきましては、お手元に配付の通告書によって行うことにいたします。

はじめに8番 廣瀬雅一君。

○8番(廣瀬雅一君) 8番 廣瀬雅一でございます。

皆さん、おはようございます。私からご質問いたします。

木古内町における人口対策について。

木古内町における、これまでと、これからの人口対策について、町長にお伺いいたします。

平成12年の木古内町の人口は6,839人、2,744世帯でございました。ことし10月末時点での人口は4,083人、2,176世帯であり、人口は2,756人減っております。

平成12年は町長が初当選した年であり、日本全国を見ると既に少子高齢化や人口減少の諸問題があったものと認識しております。

このことを踏まえ、町長にご質問いたします。

この20年間で人口対策について、またこれからの人口対策とビジョンについて、お伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

**○議長(又地信也君)** 答弁を求めます。

町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 8番、廣瀬雅一議員のお尋ねにお答えいたします。

当町の人口対策につきましては、最上位計画である木古内町振興計画に基づいて、事業を進めております。

保健・福祉・医療の分野では、シルバーハウジングの建設や介護老人保健施設の改築などの基盤整備を進めるほか、介護スタッフの確保や、介護従事者の待遇改善に努めております。

同時に、声かけ訪問、除雪サービス事業、入浴無料券の交付、インフルエンザ予防接種、これらの助成などを行い、高齢者の生活支援や健康支援に努めております。

また、児童福祉・障がい者福祉では、学童保育の開設、学校給食費の無料化、子ども達の健全育成を目指した次世代育成支援行動計画の策定、予防接種の無料化や子ども医療費助成事業の拡充などにより、子育て世代の負担軽減にも努めております。

地域医療では、国保病院の移転改築をはじめ、医師及び医療スタッフの確保、地方公営企業法の一部適用などを行い、地域の医療を守るとともに、医療機関送迎バスの運行も行っております。

教育分野では、学校教育、社会教育、文化、スポーツなどにおいて、学校評議員制度の導入や木古内中学校の移転改築、通学補助金の支給、無名塾、リロナイふれあい学園、郷土資料館いかりん館の開設運営など、各年齢層を対象に幅広く事業を展開してきております。

産業分野における農業では、農地基盤整備事業の実施や施設野菜の生産力向上対策、はこだて和牛ブランド化推進事業などの酪農・畜産対策を進め、林業では、森林整備計画や森林経営計画に基づいた植栽、育林、除間伐、皆伐の山林サイクルの実施と、森林認証、森林台帳整備の推進、漁業では、漁港・漁場整備事業、ホタテ・コンブ・ワカメ養殖の施設の整備事業、ウニ・アワビなどの人工種苗放流事業などを行い、事業者の経営安定と負担軽減に努めております。また、一次産業後継者支援事業による後継者対策も続けております。

商工業では、小規模企業への経営改善等の支援補助事業、経済活性化対策としてのプレミアム商品券発行事業、保証金や利子補給などの融資対策事業を進めております。

観光では、道の駅の新設は来場者20万人を超え、都市型ビジネスホテルの開業は雇用の創出を生み、町内経済の活性化に結びついており、またおみやげ品開発事業、広域観光連携事業などを行ってまいりました。

生活環境・交通分野における住環境では、公営住宅の建替や空き家リフォームへの助成、ふるさとの森公園の整備などを進め、上下水道や環境衛生では、下水道の整備と供用開始、接続に対する助成、ゴミの減量化や分別の周知啓発を進め、道路整備では、国道及び道々の

整備促進にかかる要望や、北海道新幹線に関連した町道整備事業などを促進し、環境美化では、花いっぱい運動の実施、消防・救急・防災では、緊急通報システム事業、救急医療の搬送連携、防災訓練の定期的な実施や防災無線整備事業などに取り組んでまいりました。

行財政・住民参加分野における行財政運営では、OA機器の導入と行政組織のスリム化、財政健全化計画の策定による財政基盤の安定化を推進し、住民参加・協働では、新幹線開業など各課題ごとでの民間との連携と活用に努め、広域行政では、一部事務組合や広域連合に加盟して広域事務の推進に努めております。

早足で20年間を振り返りましたが、平成12年の就任から、およそ10年間は、三位一体改革と称した地方交付税の削減により、自治体財政はひどく疲弊した時期でありました。

永続的な自治体運営のため、私を含めた特別職はもとより、議員の報酬や、職員の給与独自削減にも取り組まなければならず、水道料金の値上げなど、町民負担も求めてまいりました。この時期は、継続的な事業を除き、全自治体が策定した集中改革プランの中で、補助金の削減や、事務事業の見直しを行ってまいりましたので、人口減少対策に特化した施策の展開は、大変難しかったと考えております。

こうした状況の中で、財政が安定しはじめた後半およそ10年間は、施策の拡充や展開に努めてまいりましたが、人口減少の大きな波を食い止めるまでの効果とはなっておりません。

しかし、ここ数年間、社会減は徐々に収束しており、効果が表れてきている事業もあります。

また、道営住宅第2期整備事業や港団地改築事業、高規格幹線道路（仮称）木古内インターチェンジの開通など、今後の人口対策に良い影響を与えると思われる事業も見込まれております。

町では今年度、人口ビジョンの改定に取り組んでおります。この中で、当町の特性を分析しつつ、効果のある事業の継続や展開をし、住みたいまちの未来像を創っていくため、第2次総合戦略の策定など引き続き、人口減少問題対策を推進してまいります。以上でございます。

**○議長(又地信也君)** 8番 廣瀬雅一君。

**○8番(廣瀬雅一君)** ただいま町長の答弁を聞きまして、確かに町長就任から20年経って、財政も大変厳しい時期もあっただろうと思います。それでも皆さん協力して、今日があると思っております。

ただいまの答弁を聞きまして、確かに子育てや環境整備に関しまして様々な施策を行ってきたと思い、町民にとっては大変有り難い施策でございます。

しかし、人口流出の歯止めの施策であり、強力な人口対策については、過去を見ても私自身勉強不足かもしれませんが、確認できません。

今年度、国の施策で10月から保育料無償化で3歳未満は所得制限があり、完全な無償化にはならないとなっております。

例えば、我が町木古内町は完全無償化を実現します。若い共働き夫婦が安心して暮らせます。待機児童は出さず、安心安全な良質な保育を提供しております。というような一つの策ですけど、内外に発信し、言葉は悪いですけども、近隣市町村との良質な差別化でもよろしいんじゃないでしょうか。

そこで、PDCAサイクルというものがあります。計画・実施・検証・対策ですけれ

ども、いままでの検証・対策はどうだったのか、またどうあるべきものなのか。これを踏まえて、2,756人の減少、自然減もあるとは思いますが。これについて、どう捉えているのか再度答弁をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 人口減少の問題につきましては、日本列島全ての問題だと捉えております。我が町だけが特質して減少しているということではなく、日本全てでこのような減少が行われていると。ただ、以前からお話しておりますように、減少のスピードをどれだけ緩めることができるか、これらについて先ほど申し上げました様々な対策を通して、その目標に向かって進んでいるということであります。

○議長(又地信也君) 8番 廣瀬雅一君。

○8番(廣瀬雅一君) 進めているというのはわかります。再度質問になりますけれども、木古内町の3歳児未満、完全無償化について、例えばそれを実施した場合に財源等の試算というのは、行ったことがあるんでしょうか。実施するというまではいかずとも、計画とか試算というものはできると思うのですけれども、この辺はどうなんでしょうか。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいまの廣瀬議員のお尋ねにお答えいたします。

常任委員会の席でもお答えしていたかと思うのですけれども、独自削減をしているというのが木古内町にはございます。それは、保育料の上限額を下げ、国の基準よりも下げているということで、その費用としてかかっている分、この3歳未満児に負担する分等を考えますと、現状では3歳未満児の軽減をするという状況にはございませんということで、ご理解をいただいたものというふうに認識しておりますが、お尋ねがございましたので、再度。いま、子ども子育て支援会議も行っているところでございますので、少し議論はしてみたいというふうには思っております。以上です。

○議長(又地信也君) 8番 廣瀬雅一君。

○8番(廣瀬雅一君) 先の常任委員会ですか、それで説明は受けました。一人あたりの金額試算というのも聞いたことがあります。ただ、当町においてもこれが実施されるということになれば、全体でどの辺の財源、試算になるものなのか、そこがちょっとわからなかったので、今後検討の余地があるということで認識してよろしいですか。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) 結論は出しております。今年度、令和元年度の消費税改定に伴っての財源を使った軽減措置というのは、国のほうで出したものでありますので、その制度に乗って事業を実施するという結論を出しておりますので、減額するということでのいまは立ち位置にはございません。

○議長(又地信也君) 8番 廣瀬雅一君。

○8番(廣瀬雅一君) 国の施策によって減額すると。ということは、当町で独自のということは、そこは検討しないっていう捉え方でよろしいのですね。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) 何度も申し上げて申し訳ありませんが、検討をした結果ということで、常任委員会でご報告したつもりでございます。

○議長(又地信也君) 8番 廣瀬雅一君。

○8番(廣瀬雅一君) わかりました。

続いて、これからの人口対策ですが、過去に同僚議員の一般質問の中にありました、この人口問題について特化したプロジェクトチームの創生、まさにそのとおりでと思います。

新幹線が開通し、高規格道路も開通間近となるいま、木古内町は近隣町村から見ると非常に恵まれた交通環境、立地条件が整っていると思います。まさにいま、今後の10年・20年のためにも人口対策チームを創設し、遠い過去のことではございますけれども、なぜ電力会社は、なぜ食品加工会社は、なぜ刑務所は、この町を選ばなかったのか。その多数の諸問題を検証に検証を重ね、将来の対策、計画が必要かと思われまますけれども、いかがでしょうか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 廣瀬議員のお尋ねは、的を得ていると思います。過去を検証して、これからどのように町が進んでいくか、これをしっかりと計画するのは大事なことだと思います。現在は、課をまたいで様々な検討をしておりますし、先ほどご説明いたしましたように、これまでに事業の終わったものもありますし、またこれから、そしていまも続いている事業がありますので、これらを通してしっかりと人口減少問題に取り組んでいきたいと思っております。

そしてまた、先ほども申しましたように、人口ビジョン改定の取り組みにいま着手しておりますので、これらもこれから出てまいります。様々な当町の特性を活かした人口対策を取っていききたいと考えております。

○議長(又地信也君) 8番 廣瀬雅一君。

○8番(廣瀬雅一君) いま課をまたいで、いろいろ施策を練っている部分もあろうかと思えます。限られた人材、限られた財源と言いましょうか、経費もかかるとは思うのですけれども、それに特化した人口対策チーム、これは人口減少はもちろんのこと、交流人口もそうです。また、人口増加に対しても、その特化したチームというのはどうなのでしょう。創設というのは考えていないのか、それともいまの現状のままでいくのか、どうなのでしょう。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) これから進めていく中で、必要性を感じた場合には、いまご提案いただいたプロジェクトチームになるのか、またどういう形になるかわかりませんが、その必要性を感じた時にはそのような形を取っていききたいと思えます。

○議長(又地信也君) 8番 廣瀬雅一君。

○8番(廣瀬雅一君) まさにいまがその時かなってという思いはあるのですけれども、これからの検討ということで、この辺にしておきます。

大変、大きなテーマの質問で恐縮でございます。私の思いですが、皆さんもわかっていると思います。やはり人がいなければ商売が成り立たない、事業が進まない、この町で商売や事業をなさっているかたは本当に死活問題です。日本全国同じ問題がたくさんあるかと思えますけれども、やはり何とかしたい、少しのチャンスがあるならば、一人でも多く食欲にこれからも人増やしを私は考えていきたいと思っております。

最後に、来年任期満了となる大森町長ですけれども、長きにわたり町を牽引してきた大森町長だからこそできること、大森町長だからこそやれることはたくさんあると思えます。

我が町木古内町の未来のビジョンと来春の町長選挙の進退について、お聞かせください。

○議長(又地信也君) 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** ビジョンにつきましては、これから現在取り組んでおります、人口ビジョンの改定、これができてからさらに検討を進めますので、後段のほうのお尋ねでございますが、次期ということになります。来年の4月の25日が私の最終の任期となります。

これまで住民の皆様にご認めていただいた5期20年間、この積み重ねによりまして、道、国、関係機関、関係団体などとパイプを築くことができたというのは、木古内町の財産でありますし、この財産をより太く木古内町のために働きたいという思いを強くしております。

また、住民の皆様から「もうひと働きを」という期待の声、あるいは激励の声なども日増しに増えている現状であります。微力ではありますが、その全力で任務にあたってまいりたいと考えております。

**○議長(又地信也君)** 8番 廣瀬雅一君。

**○8番(廣瀬雅一君)** ありがとうございます。「再選」という言葉をいただきました。それから、ビジョンについてもこれから策定するであろうと思います。大いに期待しておりますので、よろしく願いいたします。私の質問は以上で終わります。

**○議長(又地信也君)** 8番 廣瀬雅一君の一般質問を終わります。

次に9番 竹田 努君。

**○9番(竹田 努君)** 9番 竹田 努です。

教育施設の管理運営について、教育長に伺います。

人口減少、高齢化比率の上昇に歯止めがかからない現状において、町としては様々な施策を展開してまいりました。

平成26年には、いち早く人口減少対策の検討に着手、29年度からは定住促進のための空き家リフォーム事業等の取り組みを進め、その成果を期待するところでありますが、今後における大きな課題は、行財政改革であろうと思っています。

以上のことから、公共施設総合管理計画との整合性や、交流人口増加の観点から、下記施設について指定管理等の民営の運営について、検討されるべきと考えておりますが、教育長の見解を伺います。

一つには、パークゴルフ場であります。これは、利用促進やいかに交流人口を増やす、こういう観点の中では、ぜひやはりそういう改革が必要だろうとこういうふうに思うところであります。

二つ目については、学校給食センターであります。もう5年余り町職員の正職員が不在のまま、非常勤職員での運営をなされてきておりますし、たまさか今日までトラブル、そういう事故等もなく推移をしておりますが、もうそろそろこの指定管理、民営の力を得る時期ではないかと思っておりますので、教育長の見解をよろしく願いします。

**○議長(又地信也君)** 答弁を求めます。

教育長。

**○教育長(野村広章君)** 皆さん、おはようございます。

9番 竹田 努議員のお尋ねの教育施設の管理運営についてお答えいたします。

一つ目のパークゴルフ場についてでございます。

お尋ねにあります公共施設等総合管理計画は、施設のハード面についての計画であると認識しております。パークゴルフ場の指定管理者制度等の検討につきましては、効率的且つ経済的に実施できるかどうか。ほかの施設や業務等を含め、町全体で協議をすることが必要であ



ると認識しておりますので、教育委員会といたしましては、単独での検討は考えておりません。

次に、利用促進策にいたしましては、毎年無料開放デーを実施しているほか、今年度は新たな取り組みとして、パークゴルフ協会の協力をいただき、5月にパークゴルフ初心者講習会、7月にはパークゴルフ初心者大会を開催し、利用者の拡大に努めております。

今後、パークゴルフ協会の協力を得ながら、利用促進に努めてまいりたいと考えております。

また、無料開放デーの実施日には、町内だけではなく、町外からも多くのかたが利用されており、交流人口の増加につながっていると考えております。

したがって、町教育委員会といたしましては、次年度に向けては、無料開放デーの実施日を増やすことで、交流人口の増加につなげてまいりたいと考えております。

二つ目の学校給食センターの運営についてでございますが、今年度を初年度とする向こう5か年の第7次木古内町教育総合推進中期計画において、学校給食センターの直営と掲載しているところであり、かつて竹田議員からのお尋ねにお答えいたしましたとおり、直営という基本方針は現在も変わっておりません。

当町では食中毒を予防するため、昨年度から職員の検便回数を増やすなど、調理場の衛生管理の徹底に努めております。

また、食物アレルギーは、場合によっては人命に関わることであり、特段の配慮が必要であることから、当町では個別のアレルギー対応を行っております。

したがって、町教育委員会といたしましては、これからも衛生管理の徹底やきめ細かな対応を行うことができる直営での運営により、安全で安心なおいしい給食の提供を続けてまいります。

**○議長(又地信也君)** 9番 竹田 努君。

**○9番(竹田 努君)** 教育長、いまの答弁で例えばパークゴルフ場、教育委員会とすれば単独の検討はしないっていう。やはりそれは違うんでないの。教育委員会が管理運営しているわけだ。私は側面から言っているのに、管理しているのは教育委員会、だけれども現場の直接の作業というか施工については、建設水道課の施設の職員。それがはたして現場を知らない管理するかたが適切な管理運営できるかどうかっていう部分も根底にあるんですよ。これは再三、パークゴルフ協会からもここをこうしてほしい、ああしてほしいっていう要望、そういう訴え等も出ているんですけども、なかなか聞き入れてもらっていない。それは、現場にいる人間にやはりそれを伝えている。だけれども、管理運営する教育委員会に届いていないっていうそういう現状なんですよ。それではたして適切な運営なのか。確かに「指定管理」っていう言葉使いましたけれども、指定管理でなくても民営でもいいんじゃないですか、民間委託。先の常任委員会の中でも縷々話しましたけれども、例えば西部4町見た場合の木古内以外の3町どういう運営していますか、実態を確認してくださいと。それらを踏まえて、どうあるのが一番良いのか。やはり無料開放したから交流人口が増えるっていうそういうことではないんですよ。ですから、私は過去に教育委員会の問題、例えば給食センターの問題でも委託に関わる部分は、町長に質問しました。町長のほうからは、教育長わかっているでしょう。教育委員会の意向を尊重しますっていうことなんです。教育委員会が決めてくださいっていうこと。ですから、今回も指定管理の部分は町長と思ったんですけども、全件教

育委員会に質問の先を向けたんですよ、そういうことを踏まえて。ただ、給食センターでも然り、前回の答弁と同じなんです。当然、「安心安全、美味しい給食の提供」こんなことがそんな教育長の口から言わなくても、当たり前なことではないですか。当然そうすべきものであるし。ですから、安全面でのハサップの基準に則っているから安心だとかそういうことを言っているわけではないんですよ。給食センターについても過去には調理員の職員、事務屋もいました。センター長まで配置をしていたってそういう重要ポストなんです。ただ、時代の流れ、行財政の面から、あるいは10年前と比べて児童生徒の数どうですか。

横ばいだって言うのであれば、やむを得ないねっていうことはあるけれども、10年経てば100名近く子ども達も減っているんですよ。そして、以前も言いましたけれども、病院だとか特養の施設は給食については、民間に委託しているでしょう。直営でないわけだ。子ども達には学校給食は直営でなきゃだめだっていう定義があるのかどうなのか、その部分も含めて再考できませんか。

**○議長(又地信也君)** 教育長。

**○教育長(野村広章君)** ただいま、パークゴルフ場の関係の指定管理者制度を検討できないかというようなことでございました。この指定管理者制度については、受ける側もあります。パークゴルフ場一つ単独で考えた場合に、例えば4月から11月まで指定管理について、単独で検討していただくところがあるかないかということも考えられます。したがって、私は先ほど指定管理者制度については、町全体でいろいろな施設が維持管理する場所があるわけですから、総合的に考えた上で検討していかねばいけないとそのようなことを答弁したところでございます。教育委員会単独でどうのこうのというようなことは、私のいま検討の範囲の中には入っておりません。

それから、現場での課題等については、教育委員会の事務局のほうに届いていないだろうというようなお話がありました。全ては届いておりません。私もわからないところがあります。そういうことで今月に、教育委員会とパークゴルフ協会との協議・打合せというような場面を持ちました。ただ、この前ちょっと職員の都合が悪くて延期になりましたけれども、そういうことで協会と十分に協議・検討しながら、次年度の運営に役立てていきたいというふうなことを考えているところでございます。

先ほど、竹田議員のほうからいろいろな芝の状況の問題だとか、環境問題についてお話がありました。私ども運営する上では、事務棟の事務員の関係、それから現場の関係、二つあると思いますが、現場の関係については役場の管理課の方々のご支援をいただきながら、進めているところでございまして、そういうところとの連携を深くしていかねばいけないというふうに考えております。

もう1点、学校給食に関わる部分でございしますが、竹田議員おっしゃるとおり、時代の流れで財政というか経費の節減ということで、そういう時期がありました。それが平成28年の4月というふうに私、記憶しております。それは、正職員が退職し、再任用が1年終わったというようなことでございます。そのつなぎ目は、臨時職員で賄っておりました。28年の4月からのスタートでございまして。いまの職員では3年のかたもおりますし、4年のかたもおります。20年以上のかたもおります。そういうところでこの5人のスタッフ、非常に一枚岩となって給食の衛生管理とか当然でございまして。それから、献立をより効果的に美味しく作るというようなことで、いろいろ課題について膝を交えて、検討しているところでございます。

直営であればこそ、そういうようないろいろな緊急の課題について、いろいろ協議をするというようなことができるのではないかなと思います。給食は、私は教育だと。教育の一貫、当たり前ですけども、思っています。その中で、やはりいま考えられるのは、食育ということでございます。食育の中で、子ども達が例えば6年生は卒業生の記念の自主献立を作る。

それを給食センターで実現する、そしてみんなで喜びあって、1年生も喜びあって、2年生も先生もというようなこともできる。そして、地産地消、地場で作ったものをほうれん草、ニラ等々無償提供していただいて、それを献立に盛り込む。そして、学校で食育の勉強学習に反映させると。そういうようなことも効果があるかというふうに思っているところでございます。中には、リクエスト給食というのもあります。私ども普段、学校に行って試食会でPTAの方々のご意見を聞きます。運営委員会が2回ほどありますが、そこで委員のかたがたのご意見を聞くことがあります。そういう中で、委託と直営というようなことは、私は議論はしていません。「いまどうか」というようなことは、お話をいただいているところでございます。そういうようなことで、中期計画の中に掲載しているというようなことで、この28年からはじまった新たな直営、これはまだ続けていきたいというふうに思っております。

**○議長(又地信也君)** 9番 竹田 努君。

**○9番(竹田 努君)** 教育長、給食センターの問題については、いま教育長が述べられた学校の生徒との部分だとか、そういうものは例えば直営だからできることではないでしょう。

民営だってできるわけだ。地産地消の問題だって、直営だからそんなことができ、民間になったらできないっていうことではないでしょう。だから、その辺の見解が我々と違うところなのです。7次の中期計画に乗ったから直営でなければだめだっていう、それは論外の話だ。そうでなく先ほど言ったように、児童数がその当時から100名も減っても調理員は5名、作業班・調理班っていうことで、それは必要だってことで、教育長が前回の時も訴えた。子ども達が100人減っても200人減っても、調理員は5名で安全を確保するんだっていう教育長の考えにしか聞こえないんですよ。100名減ったら減ったなりのスタッフで間に合わないんですか。前に言ったように、いまの給食センターは米飯も米もご飯も炊ける設備になっているでしょう。それについても検討してくださいって言うのに、相も変わらず米飯は委託でやっている。そういう実態。やはり子ども達の数等も調理員も数が減っても作る、野菜を刻むのは一緒だから、やはり5名のスタッフが必要だってそういうふうになりますか。どうもその辺がしっくりしない。

それと、パークゴルフにしても教育長は、一般質問の中で指定管理っていう言葉を使っていますから、そこにちょっとこだわっているようですけれども、私は給食センターをもし委託となったら指定管理かなっていうふうに思っています。ただ、パークゴルフ場は期間限定ですから、いろんな。ですから、せめて西部4町の実態だけでもきちんと。隣町でやっているのが一番ベターなのかどうなのかっていう部分含めて、その辺も含めて検討してくださいってことで、前回の総務の委員会の中でも話しているわけだ。例えばよその町の良いところは、松前はパークゴルフ協会にコースの管理委託しているって聞いています。福島町は、民間会社だそうです。そして、民間の会社の中にパークゴルフに精通している職員がいたのか採用したのかどうか、そういうことでその実態を踏まえて整備をしている。知内町はコースは無料ですけども、管理は森林組合とパークゴルフ協会。その中で逐次、雑草、その雑草の名前ちょっと忘れちゃったけれども、それが増えることによって芝を悪くする。それよう

の除草剤があるそうです。それを散布しますと、その雑草が消えて芝が復活すると。たまに私達も知内町のコースに行きますと、パークの協会の職員が除草剤を散布しています。そういうことの身近なことで取り組めることをどうして検討されないのでしょうか。私は、ここで管理委託しますとか、どうこうってそういう回答を求めているわけじゃないんですよ。そのことについて、検討できませんかって、持ち帰って十分検討の余地があるんでないかっていうことを言っているんですよ。それすらもできないっていうのか、たまさか7次の中期計画に直営で行くって掲載しているから、これは曲げられませんって。町長は、教育委員会を尊重するって言っているんだから、教育委員会がきちんとやはり議論して、場合によっては財政的な問題があるとなれば、町部局とも協議をしながら、教育委員会としての意見をきちんと一つの機関ですから、整理をすべきではないですか。そのことについて、ちょっと。

**○議長(又地信也君)** 教育長。

**○教育長(野村広章君)** パークゴルフ場の関係について、西部3町の実態をこれから調査してみたいというふうに思います。

給食センターでございますが、児童生徒数が少なくなっても調理員は減らないんだというようにございませうけれども、私どもは基準ということで、ある札幌市のドライ方式の基準を準拠して見ております。児童生徒数101名から200名の中では、ドライ方式5人というふうに、これはアレルギー対応も含まれた人数でございます。ですから、それプラス1つになっているんじゃないかなと思いますけれども、5と。この人数もいま現在、183名の児童生徒がおります。これから減っていくだろうということは考えられますが、その時点でやはり検討するところは出てくるんじゃないかなというふうに思っています。委託ありきっていうようなことは私いま考えておりませんけれども、委託になった場合にはどんな条件でどのくらいの経費がかかるのかというような調査をしてみたいというふうに思っています。

**○議長(又地信也君)** 9番 竹田 努君。

**○9番(竹田 努君)** まず一つ目のパークゴルフについては、実態を調査してみたいっていうことは、検討するっていう理解でいいのかどうなのかっていうことをまず1点。

それから、給食センターについては、これから児童生徒の数が減少するその推移、それを見て検討するっていうのか。それであれば、いま180名、何名減になったら検討するっていうことなのかっていう部分なのかどうなのかっていうことをちょっと。

**○議長(又地信也君)** 教育長。

**○教育長(野村広章君)** 3町のパークゴルフ場の運営実態を調査してみるって、これはイコール検討かということですけども、まずは調査研究してみます。私は、やはり指定管理者の制度を使うとなれば、パークゴルフ場だけでは私はちょっと無理だと思います。町全体でもやはり検討する必要があるんじゃないかなというふうに思っています。ですから、すぐ検討っていうふうにはならないと考えております。

もう一つの給食センターの関係でございませうが、推移についてということでございませうが、中期計画が5年過ぎた段階では、150名ほどとなっております。次期中期計画に向けて、検討してみたいと思っています。

**○議長(又地信也君)** 9番 竹田 努君。

**○9番(竹田 努君)** 教育長、先ほど私が言ったように指定管理、例えばパークゴルフ場の指定管理となれば、通年のことを業務のことを考えなきゃならない。だからそうではなくて、

指定管理の言葉とかあれば、給食センターの給食の委託の場合は指定管理だろうというふうに思っています。パークゴルフについては、民間委託、委託契約でいいんじゃないの。

先ほどもそういうふうに言ったでしょう、求めたでしょう。だから、それではたしてどうなのかって。もう一つ、いまの建設水道の施設の職員さんには、芝の刈り込み含めてよくやってもらっていると思っています。機械も直しながらよく、そして利用者に迷惑かからないように、早朝から来て暗いうちに来て芝刈って、9時になったらすぐ使えるっていうそういう努力もしていますから、大変よくやってもらっていると思っています。ただやはり、事務方の管理するほうと現場とのあまりにもかけ離れているんじゃないかっていうことを私は一番強調したいんですよ。一番適切なのは、一つのほうがいいだろうって思っています。

それと、スパッとした部分が出てこないんだけど、来年になれば施設管理の嘱託職員もなくなる、そういう実態です。だから、あくまでも非常勤の職員でやるとすれば、民間の会社をお願いしたっていいんじゃない。例えばできるかできないかわからないけれども、パークゴルフ協会だってもうほとんど役員が60以上です。定職就いていない。ただ、機械だとか何とか操作になった場合に、はたして素人さんができるかどうかという問題もこれあり。だから、そういう部分も踏まえて、教育委員会とすれば十分なやはり検討をすべきだと、一年かけて。そのことを先ほども給食センターの部分では言ったけれども、あそこの施設をもっとやはり利用できる部分があるんでないかっていう部分の検討も含めて、検討できませんか。

**○議長(又地信也君)** 教育長。

**○教育長(野村広章君)** パークゴルフ場の運営につきましては、先ほど言ったとおりでございます。給食センターにつきましては、先ほど米飯の関係が話あったようでございますが、給食センターの施設内に米飯が自賄いのできる場所があるだろうということなのですが、そういうスペースはあるのですけれども、器具は当時から付けておりません。それでいま現在は、違うものが入っているところです。なぜ米飯のスペースがあるのに、付けられないかという保健所のいろいろ基準がありまして、ちょっと手狭だというようなご指摘がありました。いずれにしてもはじめから米飯の鍋ですか、炊飯が付いていないというようなことでございます。

給食センターの運営については、先ほど申し上げましたとおり、次期中期計画に向けて研究してまいりたいというふうに思っています。

**○議長(又地信也君)** 9番 竹田 努君。

**○9番(竹田 努君)** 給食センター、手狭で米飯ができない。これもやはり行財政改革の中で、これから財政をどういかに圧縮するかという観点からすれば、その要素。どうすれば保健所の許可が出るか、何平米狭くて米飯ができないのかっていう部分も含めて、やはり十分教育長、検討してくださいよ。7次の中期に乗っかっているから直営でいきますって、それはそれで教育委員会の考えですからやむを得ないと思いますけれども、十分検討の余地あると思いますので、一つよろしくお願いします。以上で終わります。

**○議長(又地信也君)** 副町長。

**○副町長(大野 泰君)** ただいま給食センターについて、指定管理者というような考え方を示されましたが、以前の議会での答弁あるいは常任委員会での議論の中でも指定管理者制度に馴染まないのが給食センターですということをお答えしております。これは、特定なか

たが利用する施設については、指定管理者制度には馴染まない。ただし、委託はべつです。

ですので、確か平成15・16年頃に指定管理者制度ができていますが、その際の除外施設の中に給食センターというのは入っております。以上です。

**○議長(又地信也君)** 9番 竹田 努君の一般質問を終わります。次に1番 平野武志君。

**○1番(平野武志君)** 1番 平野武志でございます。

令和最後の定例会となります今回の定例会で、2項目の一般質問をさせていただきたいと思います。前段、廣瀬議員より通告書にない次期出馬の質問に対して、大森町長の答弁がちょっとはつきり聞こえなかったんですけども、次期も出馬するかもしれないみたいなニュアンスで聞こえました。あしたの木古内町議会の道新の記事には、それが大きな見出しになるのかなと感じております。いずれにしても、来年度は骨格予算になることから、3月定例会の一般質問はちょっと難しいのかなと思っております。大森町長への今任期の一般質問は、私自身は最後になるのかなと思います。町民愛溢れる答弁を期待いたします。

早速、読み上げます。

1項目目、町政懇談会の検証と今後のあり方についてでございます。

今年度の町政懇談会を振り返ると、各町内会が事前に取りまとめた要望に対し、現状の取り組みや今後の対応に、しっかりとした答弁ができていた案件も多くありました。反面、町民の真摯な悩み事に対しては、若干実態を把握していない部分も感じ、不親切な答弁ではないのかと私自身はそう感じる部分もありました。そのことについて、町長のトータル的な町政懇談会に出した検証をお聞かせいただきたいと思います。

また、毎年に参加メンバーの顔ぶれは各場所同様に感じておりますし、発言をされるかたもほぼほぼ同じようなかたに限られているようにも感じます。町内会によっては、町がせっかく町政懇談会をやってくれるので、人少なかったら申し訳ないなことで招集をかけている町内会もあるんです、実際のところは、そのようなことで、自主的に参加している人数ってというのは、実際参加している数を数えるよりも相当少ないのではないかと感じております。

町長や行政の職員の皆さんが、町民の声を隅々まで伺い、反映していきたいと考えるのであれば、次年度以降、町政懇談会の手法を工夫して、新しい形式の懇談会に変えていくべきだと私は思いますので、町長の見解をお伺いいたします。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 1番、平野武志議員のお尋ねにお答えをいたします。

町政懇談会につきましては、これまで、町の重要な施策を町民の皆様にお示しする機会であるとともに、町に対して各地域の皆様から様々な課題、要望、ご指摘をいただく機会となっており、官民一体となって安心で安全なまちづくりの実現に、一定の効果をもたらしていると認識をしております。

各地域の要望につきましては、事前に要望をいただいているものに対しては、経過や状況の確認をし、実施した場合の費用対効果などを検討して、親切に回答ができております。

しかし、懇談会当日における要望などは、限られた時間あるいは限られた資料での回答ということになりますので、一部の方々には、丁寧ではない回答と受け止められるかもしれません。

したがって、地域における喫緊の課題などにつきましては、なるべく事前に要望をい

ただくよう、町内会などに協力を求めているところでもあります。

また、継続した要望などについては、状況を把握し、事業の優先度合い、費用対効果などを勘案し、引き続き検討をしているところであります。

参加者につきましては、地域によりましては、固定化をしているとこのように私も感じております。

これまで、参加者の利便性を図り、出席者の増加を目指すこのことを目的に、町内会を細分化したり、あるいは町内会の希望する日時にあわせたり、私どもの出席者を限定したりと、幾度かの工夫をしてみましたが、思うような結果とはなっていないと感じております。

今後につきましては、お尋ねにありますように、地域の声をしっかりと受け止め、町政に反映していくために、どのような形態が適切なのか、新しい形態を含めて次年度以降に向けた継続を検討してみたいと考えております。以上でございます。

**○議長(又地信也君)** 1番 平野武志君。

**○1番(平野武志君)** ただいま、町長から検証と今後についての考えを聞いたところであります。形態については考えていくと、次年度以降に反映していくということは、私が求めたとおり一生懸命考えてくれるんだなということで、理解いたしました。

その上で、じゃあだからと言って来年から変わるのか、それを検討して結局変わらないのか、ということになるのかはまだわかりませんが、私は来年からすぐ変えるために、何点か再質問させていただきたいと思っております。まずこれまでも各町内会さん、形態はいろいろ工夫されてきたということで、例えば日時にあわせ出席者を限定という工夫されてきたという答弁でしたけれども、それはどのような時期にどのような団体に日時を調整した経緯があったのか。あるいは、行政側の出席者限定というのはどのような場面でいつ、少人数で出たということなのかもしれませんけれども、そこの実態をちょっと再度お聞かせいただきたいと思っております。

あと、現在の形式にして、いわゆる町が町長はじめ管理職の方々が揃って、町民のかたに来ていただいてやるっていう形態は何年ぐらい、最初に開催してから何年ぐらい経っているのか。あるいは、参加人数の実数をどこまで把握しているかもあわせて、データあればお聞かせいただきたいと思っております。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** お尋ねの町内会の希望する日時ですとか、あるいは私どもの出席者を限定したりということは、過去に何度か行っております。ただ、いま何年の年にそれを実施したかというのは定かではないので、これは何年に実施したというお答えはできませんが、一年実施してそれがだめであれば、また次の手法というふうに変えた時期がこの中でありましたので、平野議員が議席を持たれた前後なのかはちょっと私も記憶にないのですが、まずどんなことをやったかという町内会と協議をしまして、いつもは夜やるけれども日中あるいはその他の時間帯、さらに土曜日・日曜日・祝日・祭日、そういった時間帯も含めて曜日も含めて、投げかけて町内会から答えをいただいて、それにあわせるという方法です。これを一度やったことがあるのですが、やはりどの時間帯でやってもどの曜日でもやっても難しかったということで、一年で止めた記憶があります。

それから、出席者限定というのはどうも皆さん、管理職がみんな集まるとこれだけありますので、圧迫感があると、こんなにいらないと。ですから、こちらの質問に答えられる人間だ

けいれがいいということで、町内会からの要望がありましたので、その時はどうでしょう6名とか7名程度の管理者ではなかったかと記憶するのですが、これもはっきりしません。それで、町内会に出向いてあまり圧迫感のない町政懇談会をしたり、それから以前は学校の教室のような並び方をした町政懇談会を進めていたのですが、これはいま本町地区でやって、いまはもうそうではないか。いまはコの字型になっていますね。これに変えてみたり、やはり懇談会をしているというそんな環境を作って、皆さんと懇談を進めるということで、それなんかはいま継続してやっています。最初はテーブルもなしでやったこともあったのですが、テーブルがないとどうしても書いたりなんかするのが難しいということで、いまの方法に戻したり、試行錯誤をしてきた時代がありました。ただ、議員がご指摘のようにいまここ数年というのは、同じような流れになっていますので、お出でいただいてご覧いただいて、こうして意見を言っただけのわけですけれども、それに対しては確かにそのとおりだなというふうに感じております。これまでの出席者の動向数字等につきましては、担当課長から説明をさせていただきます。

**○議長(又地信也君)** まちづくり新幹線課長。

**○まちづくり新幹線課長(木村春樹君)** お尋ねの出席者数でございます。平成29年度は54人、平成30年度は54人、今年度は46人となっております。おおよそこの程度の参加者数で推移してきたのではないかというふうに思っています。各地域ごとで言いますとやはり数名から十数名というところがありますので、若干地域的にばらつきがございます。

また、形態については継続して検討してまいった経緯がございます。昨年度、町内会連合協議会で町内会長が参集する集まりの際に、どのような形態が適切か、いまのままでいいのかどうか諮った経緯がございます。その中では、引き続いて検討するのはいいけれども、やはり年に一度くらいは管理職との懇談をしたほうがいいのではないかということで、今年度も全管理職が参加した中での町政懇談会を開催しているということでございます。以上です。

**○議長(又地信也君)** 1番 平野武志君。

**○1番(平野武志君)** 二度目の答弁を聞いてもやはり町長も管理職のかたがズラッという中で、町民の方々が堂々と発言をできるのかと。そこについては、大変難しいんじゃないかと感じておられるとおりであります。木村課長より人数の報告もありまして、過去にわたってはいろいろ工夫はしているし、去年についても町内会のかたには投げかけたよというそういう努力をされているというのは理解しました。ですが、私も先ほど任期といいましたが、私も議員になってから各町政懇談会全ての会場に足運ばせてもらっているんです。参加人数こそ8年前から平均すると、そんな大きく下がっているわけではないんです、実際のところ。

しかしながら、時間です。時間と質問の数、これは大幅に減っているんです。というのが、一番最初に申し上げたとおり、何とか人だけは集めようと。しかしながら、実際進んできた人が少ないから、実際生の声が聞けていないというのが実情だと感じております。因みにですけれども、毎年町長言っているように、行政報告を町民のかたにする機会だと。その年によって報告の件数と内容は違いますから、それによって時間は違うんですけれども、それを抜いた時間。いわゆる町内会からの事前に質問あった部分と答弁から、あとその他の個人的その場に來た人の意見の時間だけを平均すると、8年前よりもだいたい20分から30分少なくなっているというデータがあります。あくまで個人のデータですけれども。そのくらい発言される声が少ないというのが実態でございます。一番最初の答弁で、次年度以降考えると



っていただいたので、このような声が町民の声多く出ております。町長は、日頃より町民とのコミュニケーションをとる中で様々な行事に参加されて、例えばこれからのシーズンですと各町内会の忘年会だとか新年会だとか、その時にたくさんコミュニケーションをとっているよっていう思いもあるのかもしれませんが、そういう場でなかなか町行政に対して真摯な思いを相談するっていうのも難しいと思うのです。ですので、そういうことも含めて町内会の役員さんにじゃあ我々も例えば泉沢の町民ですけれども、一般のかたが役員さんに自分の悩み事を伝えて、それを事前の質問として町政懇談会に出せるのかって言ったら、またそれも難しいんです。そういうこと踏まえて、過去には町長就任の頃は広報にハガキをいれて、町民一人ひとりの声を聞きますという取り組みもやっておりました。なんか話を聞くと相当苦情等が多くて、心を痛めて止めたという話も聞きます。あるいは、よその自治体を見ると町長自らが酒席でしたりお茶の席だったり、和室でみんなで座布団を囲んでやるという取り組みもしているところもあります。そのような様々な取り組みをしている自治体を参考にしながら、どうやったら町長が町民の一人ひとりの声を吸い上げられるのかっていうのをしっかり研究して、冒頭言ったとおりに次年度の当初の計画には載せられないと思いますけれども、担当課長もしっかりきょうの話を踏まえて、町民の声を吸い上げるような懇談会にしていきたいと思いますので。以上で、一項目目を終えます。

続いて、二項目目入ります。

二項目目は、児童生徒の学力向上に取り組む施策について、教育長に伺いたいと思います。

(1) 今年度は、第7次木古内町教育推進中期計画の初年度です。基本施策1-1は、確かな学力の向上との目標であり、具体施策も記載しておりますが、学校と協同し新たに取り組んでいる具体例をお知らせください。

また、2019の全国学力テストの我が町の結果検証と、結果は公表できる部分でいいのですが、目標数値をそれによって定めているのかお伺いいたします。

(2) 働き方改革が近年話題となり、テレビやニュースでも多く捉えられるようになっておりますが、我が町の教育中期計画のこちらにも基本施策目標にも記載があります。

教職員の働き方改革は、業務に集中できる環境を整えるためであり、児童生徒の指導に直結いたします。我が町の働き方改革、学校現場の現状と課題についてお知らせいただきたいと思います。

(3) 先日行われた中学生議会で、生徒から要望ありましたタブレットの導入、このことについて教育長は次年度以降、導入に前向きな答弁をしたところを伺ったところであります。

その時の答弁ででも、既に導入済みの自治体、特にこの近隣町村は木古内だけが導入していないというちょっと私をはじめ聞いて、残念な気持ちになったのですが、なぜ導入の部分について、我が町はここに「出遅れた」と書いておりますけれども、検討の結果は遅れたというのかもしれませんが、まずその未だ木古内が導入していないという内容について聞きたいと思います。

また、新年度から取り組みを進めるということですが、議事録を見ると5か年計画の中で進めていくというふうに捉えたんです。じゃあ5か年ということは、5年後、国がいまいろいろ一人に1台パソコンを導入とかという話題性もある中、その様子を見ながら先延ばしにしていくっていうことも不安なんです。ですので、私はここに書いたとおりに、次年度ヨーイドンから私をはじめべきだという思いがありまして、それについては4月になってから選挙

が終わってから補正をやって、それから業者に委託して買うとなれば何月になりますっていう話で、新年度からの導入って難しいと思うんです。当然ながら先生や先生の授業計画だったり使用方法の生徒に教える前の勉強会等もあると思いますから、故に私は次年度の早々には始めるには今年度中に、機器の導入は必要だと思います。ということは当然、年度内の補正を少しでも早い段階で早くして、設置するべきだと私は考えますので、教育長の考えをお聞かせください。

**○議長(又地信也君)** 答弁を求めます。

教育長。

**○教育長(野村広章君)** 1番、平野武志議員のお尋ねの児童生徒の学力向上に取り組む施策について、お答えいたしたいと思います。

まず(1)の新たな取り組みについてございますけれども、ご承知のとおり今年度は、第7次木古内町教育総合推進中期計画の初年度にあたります。また、令和2年度から順次、小学校、中学校の新しい学習指導要領が全面実施となり、小中学校における移行準備の期間であります。

小学校においては、5年生・6年生の英語科、3年生・4年生への外国語活動の移行、教科指導におけるプログラミング教育の実施が新たに求められているところでございます。

このため、これらに関する研修は重要であり、教職員は北海道内外で行われている研修の機会を捉えて受講しております。とりわけ、プログラミング教育につきましては、木古内小学校校内研修において、プログラミング教育推進教師による研究授業、また講師を招聘した研修会に教職員や教育委員会の職員が参加するなど、そのような形で実施するなど、学力向上のための具体的な施策を実施しているところでございます。

次に、全国学力学習状況調査の結果検証と目標数値の設定についてでございます。木古内町の調査結果につきましては、町政広報12月号でお知らせしたところでございます。

調査結果でございますが、木古内小学校において国語・算数、2教科ともに全国平均値を上回っておりますが、算数の一つの領域については、改善を要することがわかりました。

木古内中学校においては、国語・数学・英語の3教科全てが全国平均値を上回っておりますが、各教科において改善を要する領域があることがわかりました。

また、生活習慣については、昨年と比べて、様々な項目において改善が見られたところでございます。この成果につきましては、学校における授業改善の工夫はもとより、家庭での生活習慣の見直しなどが進められていることによるものと考えております。

このため、今後においては、子ども達の学びの意欲向上、学力向上のために授業力の向上、家庭学習の改善などをよりよく進めるとともに、学校と家庭の連携や小中学校の連携に努めてまいりたいと思います。

次に、目標数値の設定についてでございますが、この調査は児童生徒の学力や学習状況を把握分析し、教育施策や学校における児童生徒への教育指導や学習状況の改善等に役立てることを目的としておりますので、学力や学習状況についての目標数値は特に定めておりませんが、あくまでも全国平均値に照らして評価をしているところでございます。

次に、(2)の働き方改革の現状と課題について、お答えいたします。

学校を取り巻く環境は複雑化、多様化し、教職員は様々な教育課題への対応が求められていることから、教職員が健康でやりがいを持って働くことができる環境を整え、子ども達と

向き合う時間を確保することは重要であり、教職員の負担を軽減する取り組みが求められているところがございます。

このため町教育委員会では、学校における働き方改革アクション・プランを策定するとともに、学校は四つの実践項目を掲げ取り組んでおります。

その取り組みでございますが、一つ目は毎週土曜日・日曜日のいずれかを含む2日の部活動休養日を設定すること。二つ目は、テスト期間前や職員会議日には部活動を休止すること。

三つ目は、職員会議日には教職員は定時退勤すること。四つ目は、夏休みや冬休み中に学校閉庁日を設定すること。これらの現状については、計画どおりに実践されており、取り組みへの意識啓発が図られていると考えております。

一方、学校に発信する書類の精査・縮減や書類を定時に送信すること、また勤務時間を把握するための仕組み作りなどが課題となっているところがございます。

次に、(3) タブレットの導入について、お答えいたします。

現在、小学校にはパソコン30台、中学校には36台をコンピューター室に配備しておりますが、その型式はデスクトップ型でインターネット環境は有線LANであります。

また、渡島西部3町がタブレット端末を導入し、無線LANのインターネット環境整備が進んでおり、この渡島西部の3町と比較して若干、整備が遅れているというような状況であります。

お尋ねの遅れた理由についてでございますが、5年前に小中学校のパソコンを更新する段階で、タブレット端末の導入を検討したところでございますが、当時はまだパソコンが主流であったことから、パソコン本体を更新しております。このため、ことしを初年度とする第7次木古内町教育総合推進中期計画において、具体施策として「ICTを活用した学習指導の充実」と掲載したところでございます。

また、お尋ねの今年度における配置についてでございますが、教育委員会といたしましては、インターネット環境整備にかかる補助金制度の活用などがあるため、今年度の配置は困難であると認識しております。

したがって、補助財源を確保したうえで、来年度以降、無線LANのインターネット環境を整えるとともに、タブレット端末を導入したいと考えております。

**○議長(又地信也君)** 1番 平野武志君。

**○1番(平野武志君)** 答弁の中身も大変丁寧に詳しく説明していただき、ありがたいと感じております。ちょっと案件が多いので、小分けにして再質問形式にしていきたいと思っております。

まず(1)の検証結果等々と、例えば12月広報に載っていると。大変、失礼しました。私も広報全部目を通したのですけれども、ちょっとそこのところ見れてなかった経緯があります。その中では、算数が若干改善が必要ということで、そういう検証結果を出しているのであれば、当然学校としてはその平準化と言いますかプラスアルファに向けて取り組んでいるところなんだろうなと思っております。

その中で、中期計画の初年度であるということで、次年度から授業要綱、教科書等の改修・改善があるということで、今年度は準備期間であるという言葉がありました。しっかり次年度以降に向けて準備を進めているんだろうという気持ちもわかりました。

その中で、全国の学力テストの目標値を定めていないということに関しては、実は私も同じ考えでありまして、定めていたらちょっといろいろ言おうかなと思っていたのですけれど

も、たぶん同じ考えだったものですから。当然、上にいくに越したことなく、ただ全国の平均に一応参考にはするけれども、それに限られることなくどこまでも当然上を目指していくというのが目標だと思ひまして、そうなる数値っていうのはなかなか設置できないという同じような考えで聞いたので、教育長の考えについては私は安心と言いますか同感したところでございます。

そこで、(1)の再質問はなく、(2)番の働き方改革についての質問なんですけれども、これには当然中学校・小学校、管理職のかたがいて、当然その管理職の方々が教職員の方々との協議と言いますか、職員会議等も含めて意見を聞き、対応しているところだと思います。そこで、教育委員会がどこまで踏み込んだ話をしているのか。例えば一般質問が出たから、じゃあ管理職のかたに聞いて現状を伺っての答弁なものなのか、日頃から一般の教職員のかたともそのような働き方改革に限らず、木古内町の教育の現場についての意見交換をされているのかも含めて聞きたいと思うのですけれども。まず、働き方改革で取り組んでいるって六つぐらいの項目をおっしゃって、その中で最後の二つについては課題だということだったので、1・2がいわゆる先生方の働く時間を少なくするために、部活の休養日を作ると。2番目が職員会議等ある時は、部活の休日を作るという2項目が部活に関して並んだんですね。これは、はたして部活動を一生懸命やりたい子ども達にとっては、マイナスなんじゃないかと。単純に毎日必ず多い時間を練習するっていうのが部活にとってプラスとは限りませんが、どうも先生方の働き方改革を質問した時、子どもに対する対応がちょっとないがしろになっている部分があるんじゃないかというのがこの木古内のみならず、全国の先生方の対応・意見を聞くと感じるものですから、木古内についてはいま教育長が言った部活動についての休みを取っていることを子ども達にどう伝えているのか、あるいは保護者も含めて。それは、学校の方針として正しいのか、実はもっとやったほうがいいんだけど、現状、働き方改革だからこうしなきゃいけないだよねっていう考えなのも含めて、聞きたいと思います。

**○議長(又地信也君)** 教育長。

**○教育長(野村広章君)** ちょっと何点かご質問あったと思いますけれども、まず働き方改革についての現状について、学校と意見交換をしているかどうかというようなものがあつたと思いますが、これについては定期的に月1回、校長会・教頭会っていうのがあります。その中で、「現状どうですか」というようなことをお聞きして把握をしているところでございます。

それと、年に1回、人事協議をする時期があります。10月なんですけど、私ども小学校・中学校に出向いて、それぞれ先生方と15分ぐらいですけど、お一人お一人お話する機会があります。その時も若干、このあたり現状把握をしたいというようなことで、お聞きしているところもでございます。

それから、子ども達や保護者にどのように伝えているかという部分については、学校における働き方改革のアクションプランについてのリーフレットを広報に折り込んで、教育委員会として折り込んだところです。それと、学校では学校だよりで周知をしているというようなことでございます。

それと、それぞれ学校では学校運営協議会っていうのがあります。コミュニティスクール、その中でも働き方改革の動きについてお知らせをしているところでございます。この働き方

改革というのは、全国적으로ご存じのことだと思いますけれども、子ども達としっかり向き合う時間を取るというようなことにあります。なかなか現状では、時間通りに帰るというような職種ではないのですけれども、大変時間を要する職務だなというふうに考えております。

部活動の縮減については、子ども達の部活動の時間も削られるのではないかとというようなお話もありましたけれども、実は子ども達の健康管理というような部分も含めて、取り組んでいるというようにございまして、部活動の時間、それから定時退勤すること、これについてはしっかりと取り組んでいこうというようにございまして、取り組んでいるところでございます。しかしながら、部活動に一生懸命な先生は大会が近くなると、やはり部活動の時間は削減することは縮減することはできません。そういうような時間とメリハリをもった部活動の指導をしているというようにございます。

**○議長(又地信也君)** 1番 平野武志君。

**○1番(平野武志君)** いま教育長おっしゃったとおり、部活動に一生懸命な先生はその限りじゃないと、まさに現状そうだと思うのです。これ木古内のみならず、ほかのもっと生徒・児童多いところ、顧問の先生によっては練習回数が多い。そのことによって当然、成果として現れる、先生も一生懸命やりたい。一方、働き方改革っていうのが提示されているから、なんでこんなに部活の指導に力をいれなきゃいけないんだっていう先生も木古内はわかりませんが、多くいると聞いています。そのことによって、部活の種類によって、子ども達の差が生じているというのが現状でないのかなと思うんですね。この表題としては、先生方の働き方改革っていうのが表題ですけども、途中に書いているとおり、子ども達の教育に直結するわけですから、改革を進めるのは当然、しかしながら部活動等々で早く帰らなきゃいけない。

であれば、違う方法での部活動の運営等も考えていかなければならないとそういう時代に入っているんじゃないのかなと感じているところです。そこについては当然、働き方改革の国の動きによって、当然我が自治体もあわせなきゃならない部分は多くあると思うのですけれども、やはり大事なのは現場の先生の声、そして子ども達、保護者の声を聞くことだと思うのです。先ほど町政懇談会の時の話とほぼかぶるんですけども、例えば町政懇談会が町内会の方々に声をかけてやると、その町内会の役員がほぼほぼメインで、ほかの人達じゃなかなか来づらいついていう現状あるということをお申し上げたんです。追加で言うの忘れてたんですけども、例えば町内会だけにこだわらず、例えば地域の経済団体だとか趣味のサークル団体だとか、あるいはPTAや父母の会、そういうところにまで目を向けて、町政懇談会という名前がふさわしいのかどうか分からないですけども、町長にそういうところに目を向けてほしいということをお申し上げたんですけども、

教育長にも同じで、学校現場との連携が図れているかということで、校長・教頭会は当然やられていると。先ほど言った管理職からのお話なんです。管理職のかたが全ての教職員のかたと意見の意思の疎通ができていっているのかっていったら、その限りではないと思うのです。

人事協議ですか、1年に1回、それも先生方の役職ある限られたかただと思うのですよね。

全職員ですか。全職員の中で1年に1回やっているということで、そこで個人のいろんな現場の思いとかっていう話せる時間って難しいと思うのです、私は。あくまで人事の協議をする場面なので、ちょっと中身把握していませんけれども。いずれにしても年に1回で足りるのかっていうことも含めて、やはり管理職のかただけではなく、一般職の先生方、そして児童、児童とそういう話を教育委員会がするっていうのはどうなのかなと思いますけれども、

保護者とも密に話をできる機会を1年に1回でも2回でも作ったらどうなのかなど。それは当然、教育長が直接でもいいですし、多忙であれば担当課のかたでもいいんです。そのような機会を今後、もっていく考えはないのかどうなのか、まずお伺いします。

○議長(又地信也君) 教育長。

○教育長(野村広章君) 地域の方々と学校運営に関わって、お話し合いをする機会をもてないかということだと思います。先ほど答弁の中にも一つ言った項目、これは学校運営協議会というのがあります。学校運営協議会、小学校と中学校にそれぞれありまして、地域の方々、それからPTAの方々が委員になっています。学校の課題について、いろいろ協議をしながら地域の力を借りると。地域の方々ができること、何かというようなことを協議する場なんです。そういうようなところにも私行って、いろいろこれからもいまの話もありますから、話し合いの機会を多く持ちまして、学校と地域の連携というような部分について、これからじっくりと進めていきたいなというふうに思っています。

あと、それぞれPTAの会合とか関係団体との会合にも総会等に行っておりますけれども、そういう場でいろいろご意見をお聞きしたいなというふうに思っているところでございます。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 私も運営委員会、先ほどの答弁にもあった委員会に所属していたことあるんですけども、当然学校のPTAの方々も入っているんですけども、地域の何と言いましょか見識のあるかた、学校からちょっと離れた目線を持つかたもいる中で、実際の生の声がたくさん聞けるのかなと言ったら、その限りじゃないと思うのです。ですので、これからもいろいろ聞く機会を持ちたいとおっしゃっていますので、いまの評議委員会だったりそういうことに見識にこだわらずに、もう一歩ももう二歩も進んで、そのような声を聞くような姿勢を見せてほしいなと思います。それがやはり保護者達が安心して子ども達を預けられる木古内町の教育、そしてちょっと学校の先生の話は答弁の中にありませんでしたけれども、あわせて管理職のかただけじゃなくて、一般職の教員のかたともそのような機会を話せる機会を持つ、機会を持ってほしいと思います。それで、いま答弁もらいませんけれども、「うん」と言っていたいただきましたので、それが返事だと解釈しましたので。

(3) 番目の5年前に当時タブレットの検討もしたが、当時は時代背景もあってパソコンが適切だったということで、設置されました。その後5年間、世の流れが変わって、一人1台という話はいまになって出た話じゃなくて過去からも出ていて、タブレットが進化して、我々も職場等もどんどん議会の中もタブレットを導入している議会が多くなっているんです。とてもスピード感ある流れの中で、一度も5年間タブレットの話が出なかったのかどうなのをお伺いします。

○議長(又地信也君) 教育長。

○教育長(野村広章君) 5年前に更新ということですが、今後、タブレットを導入する方向でいこうというようなことになったのが、やはり学習指導要領の改定の議論が出てきて、そして学校にもそのようなICT環境の整備を十分にしていくなだというような方向性が見えたところで、中期計画の策定というのがありましたので、具体的にそこに載せたというような状況でございます。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

**○1番(平野武志君)** 最後ちょっと聞き漏らしましたけれども、5年間の間にタブレットの導入をしようという話の方がいいという話を例えば現場サイドの先生方からだとか、今回はたまたま中学生議会の子どもからですけども、教育現場からは以前からはそういう声って上がっていたんじゃないでしょうか。それは、あくまでも計画の中にないので、先ほどもおっしゃっていたとおり、補助金を活用した導入に向けて進めなかった。それは、計画がないからやってないんだよってということだったのかも含めて、もうちょっと詳しく経緯、なかったらいいんですけども、お聞かせいただきたいと思います。

**○議長(又地信也君)** 教育長。

**○教育長(野村広章君)** 5年前の更新の時には、やはり学校との協議はしました。その時は、パソコンのほうがいいというような状況だったんです。その後、やはり教育委員会としては、これからそれぞれ学級で子ども達が自分で操作をしながら、いろいろ検索して調べられるというようなものの方向性のほうが推進していったほうがいいんじゃないかというような検討をしたところでございます。それで、2年前ぐらいです。中期計画の策定ということになったので、そこに掲載したというような形になってございます。

**○議長(又地信也君)** 1番 平野武志君。

**○1番(平野武志君)** わかりました。中期計画にもICTについての記載ありますし、ただどこまで現場が本当に必要だったという訴えがあったのか、教育委員会もそこまでタブレットに対して、言っちゃえば5年前にパソコン導入して大きな予算かけたから、もうちょっと年月経たないと予算付けづらいなっていう考えなのかかわかりませんが、実際今回の子ども達からこのような声が上がっていたの事実なんです。というのは、やはり先ほどから言うように、先生と子ども達の連動がはたしてどうなのか、先生と管理職の連動がどうなのか。

それによって教育委員会にどのようにきちんと要望等が伝わっているのかなというのが大変疑問に感じる部分が多いんです。我々もこのたび中学生議会の話ばかりして申し訳ないんですけども、中学生議会開催して6年目になります。議会が開催して、6年目で5回目でしょうか。以前より議会としては当然、我々の議会改革の一貫で進めたことなんですけれども、教育の既にもう年間計画に載っていますから、これは教育委員会が何とか主催としてやってくださいっていうことを数年前に打診したことあると思うのです、私の記憶では。いまも議会の中ではそういう話になっていて、次年度以降、教育委員会が主催をしていただきたいって私まず個人的には思うんですけども。そうすることによって、中学生が出そうとしている考えを事前に教育委員会が把握できるということになるんだと思います。なぜそういうことを言うかといいますと、これまでの6年間の中学生議会、我々が中学生議会議会をやるっていう話になった経緯は、当然議会改革の一貫で議会のことを知ってもらおうというのが一つと、あとは中学生、夢ある児童生徒に木古内町の未来像を大きな目標を持った視線をいろんなアイデアとして出してこれないかということで、一般質問が上がってくるだろう、そうあってほしいって言ってスタートしたんですね。ですが実際上がってくると、例えば体育館の屋根の雨漏りがしているからだとか、時計を付けてくれないかだとか、トイレの使い勝手がどうだとかって、細かい整備の部分ばかりが多いんですね、ご存じのとおり。そこは、できれば中学生議会議会ではなくて、事前に学校サイドと教育委員会が協議をした上で、しっかりと子ども達の対応として予算付けをしてあげなければならないことだと思うのです。ですので、先ほどから (1)・(2) にして連動しておりますが、学校サイドと教育委員会の連携

がはたして合致できているのかというのが疑問なんです。なので、今回の質問にさせてもらったんです。いずれにしても、やはりタブレットでしょうか、次年度以降。わかります教育長の言うことも、財源を確保するために、補助金制度を当然利用してやることによって、自主財源を少なくやれるというのも理想なわけですが、私は日頃から教育長は子ども達のために力を注ぐ発言しておりますので、財源どうこう関わらずやはり子ども達のために、我々は財源を確保するために努力するんだっていう言葉がほしいんです。その言葉がなかなか聞かれないなっていうのを感じているわけです。その根底には、当然町の全体を考えた予算の措置のことを考えた教育長の立派な考えもあるんでしょうけれども、私はそこを一步超えて、子ども達のために財源を何とか確保するために、二度目になりますけれども、「この予算を付けたい」という言葉が聞きたいんです。ですので、3番の質問に至ったわけです。答えとして先ほどと変わらないでしょうから答弁は求めませんが、今後、先ほど言ったように、いかに中学校・小学校あわせた教育現場と連携です。先ほどから校長会やっている、人事協議やっているとか評議委員会でやっているとおっしゃいますけれども、足りないんですやはり。私は、足りていないと思います。そのことについて、もう一度お言葉いただけますか。

○議長(又地信也君) 教育長。

○教育長(野村広章君) 学校現場との連携につきましては、これで十分だということはないと思います。今後、いろんな機会を捉えて、私どもも入って行って、ご意見等交わしていきたいなと思っています。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 真摯に受けていただいて、実際そのような声を聞いたり感じたりするものですから、あえて伝えさせていただきましたけれども当然、教育長の耳に入っていない、目の届かないところ多いと思うんです。そこは当然、担当課長だったり担当課のかたがももっとも親身になって学校現場とやるっていうことがそういうの解消につながると思いますので、これは教育長の取り組みのみならず、部下への指導も含めて、しっかり連携を取れるような体制作りを整えていただきたいなと思います。その結果、来年の中学生議会には教育委員会主催のもと、子ども達の備品の整備ということではなく、しっかり夢と希望を持った大きな施策の提言がある一般質問が多く上がってくることが、連携が取れているということの結果になると思いますので、来年期待しております。以上で、一般質問を終えたいと思います。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君の一般質問を終了いたします。

昼食のため、1時10分まで休憩をいたします。

休憩	午後12時04分
再開	午後 1時10分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) 6番 新井田でございます。



質問は、一問とさせていただきます。

木古内町「まち・ひと・しごと創生総合戦略」についてでございます。

地方創生とは、地方の人口減少の克服と地域経済の活性化を目指す政策で、2014年に民間シンクタンクの日本創生会議が「全国の市区町村の5割が将来消滅する可能性がある」との試算を発表し、危機感が強まったことに対応した政策でございます。

国は、東京一極集中に歯止めをかけ、2060年時点で人口1億人程度を維持し、合計特殊出生率を1.8に引き上げるなどの目標を設定しています。

地域の自主的な取り組みを支援する形を取り、都道府県と市区町村の「地方版総合戦略」と「人口ビジョン」の策定を制度化しました。

我が町もまた、2015年に国の指示の中「木古内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生に関する効果的な施策を企画立案し、かかる難局に対応すべく、対策を講じてまいりました。

そこで、対象期間である5年目を迎え、我が町の「総合戦略」並びに「人口ビジョン」について町長に伺います。

(1) 総合戦略の位置づけからはじまり、基本方針では四つの政策分野を掲げ、人口減少を克服し、当町の創生を実現するために様々な施策を講じております。

そこで、次の基本目標での下記内容についてお尋ねいたします。

①総合戦略における各目標展開でのK P Iの達成状況について。

イ、雇用機会の創出。新たな雇用者の増加、これは平成31年度までに60人としております。

次に、新規企業の増加、平成31年度までに5件としております。

ロ、新しい人の流れを創造。移住定住世帯の増加、平成31年度までに50件増加。転出超過率の減少、平成31年度、年マイナス11人。

ハ、元気で活力ある地域の希望をかなえる。合計特殊出生率、平成31年度1.4。婚姻の件数増加、平成31年度、年15組。

ニ、客観的、効果検証の実施。P D C Aサイクルによる施策、事業効果の検証に関して、外部有識者による総合戦略策定推進委員会の活用状況について。

②木古内町まち・ひと・しごと創生総合戦略の期間（5年）における人口推移についてでございます。

「木古内町人口ビジョン」は、位置づけと対象期間にはじまり、人口の現状分析、人口変化が地域に与える影響分析、人口の将来展望等、多方面による分析と施策案を提案しております。

対象期間は、国の長期ビジョンの対象期間を踏まえ、2060年（平成72年）としておりますが、総合戦略での5年間にわたる我が町の人口推移と現状を見据えた今後の施策展開についてお尋ねいたします。

以上でございますが、一つお願いがございます。

先ほど、廣瀬議員の質問の中で、町長の答弁がございました。施策に関しては、多種多様の行政の形で対応しておりますが、その内容については時間の関係上、当初町長からお伺いしたのは十分にわかっておりますので、その辺は省いていただいて、実質この数字に対する答弁としていただければなとそんなふうに思っておりますので、その辺加味していただければと思います。

○議長(又地信也君) 答弁を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) 6番、新井田昭男議員のお尋ねにお答えをいたします。

木古内町まち・ひと・しごと創生総合戦略、この達成状況につきまして、1点目お答えいたしたいと思っております。

まず、新たな雇用の増加につきましては、平成31年度までに60人の目標に対し、当町が実施している事業で把握できている数は38人、達成率63.3%でございます。

次に、新規企業の増加は、平成31年度までに5件の目標に対し、法人設立届出件数は17件、廃止や閉鎖の届出が12件で、純増は5件でございます。

次に、移住定住世帯の増加は、平成31年度までの50件増加の目標に対し、当町が実施している事業で把握できているのは6件で、達成率は12%です。

次に、転出超過率の減少は、平成31年度までに年間でマイナス11人の転出にとどめるこの目標に対し、本年11月末現在でマイナス30人であります。

次に、合計特殊出生率は、平成31年度、1.40の目標に対し、政府による個別自治体ごとの公表数値がございませんので、現在、独自の推計を行っているところでございます。

次に、婚姻の件数増加は、平成31年度年間で15組の目標に対し、本年11月末現在で13組でございます。項目別の数値は、以上のとおりでございます。

お尋ねにありますように、客観的、効果的検証等の実施につきましては、国が示したとおり、「産、官、学、金、労、言、士」等の参画により、総合戦略策定推進委員会を設置し、現在行っております。

また今年度は、第1期総合戦略の最終年度ということになっておりますので、人口ビジョン策定業務を行っており、この分析についても同時に行うこととしております。

この委員会は、今年度、これまで2回開催しており、今後、評価や検証、分析を踏まえた上で、新年度までに第2期総合戦略を策定する予定にしております。

2点目の人口推移につきましては、現在の人口ビジョンでは、平成32年度における人口は、4,237人を展望しておりましたが、令和元年10月末時点で4,083人と、154人、3.6ポイントの減少となっております。

人口の展望に対する結果につきましては、真摯に受け止め、総合戦略策定推進委員会の評価、検証、分析も踏まえつつ、現実の人口をベースに人口ビジョンを改定するとともに、極力減少率が緩和される第2期総合戦略の策定を行ってまいりたいと考えております。

なお、第1次総合戦略のまとめや策定案につきましては、今後、議会の委員会などに報告するとともにご意見を伺い、手順を踏んで取り進めていきたいと考えております。

○議長(又地信也君) 6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) 町長、ありがとうございました。

いまKPIについては、大変な具体的な内容っていうのは非常にいっぱいありまして、一口では当然言えない部分があるのですが、そこで大括りで成果をちょっとお伺いしたわけでございます。

イの新たな雇用の増加についても具体的な施策はいっぱいあります。そういう中で、60人の目標の中で63.3%ということであれば、評価数でいけばほぼBに近い形になるんじゃないかというふうに認識しております。この辺は、少なかったものの概ね健闘されたんじゃない

かなってそのように思っております。

新規企業の増加に関しては、5件という形で町長からお伺いしましたけれども、このうち1件が知っているとおり、企業誘致になったわけですね。30年度実績残ったわけですね。ただ、この辺に関しては、やはり我が町の創生の一つ、大きな一つの要因だと思っています。これがないとある種、いろんな問題は重々個人的にもわかりますし、理解はしております。しかしながら、やはり働く場所の確保、これが我が町には先ほど一等最初に廣瀬議員から出たように、企業誘致の中でどうですか、例えば火力発電所だとかいろんな3点ぐらいの話出ましたけれども、全てその部分をご破算になっていますよね。だから、そういう仮に仮説をするならば、そういう部分でいけばもっともって我が町の人口というのは、緩和されているんじゃないかなとそんなふうには思っていますけれども。それほど大事な部門じゃないかとそんなふうには認識はしております。ですから、あとこの辺に関しては、1次の施策の中で何がという部分をもうちょっときちんと揉んでいただいて、我が町の雇用、創生につながる施策をもっともって出していただければなとそんなふうには思っています。

新しい人口の流れの創造ということで、30年度まで移住定住です。これに関しては、50件ということでしたが、残念ながらこれ6件ってことですね。この辺の要因をあとで、なぜこうなったかというのをお知らせしてもらいたいですけれども。

あと、次の転出超過というのは、もうこれ逆に言うとすごく実績は残ったというような評価でございますので、これは相当頑張っていたのかなというふうには思っております。

すみません、捉え方が逆でした。マイナス30人ということは、そうですね。本来、11人でなきゃだめだったんですけども、マイナス30人ということですので、この辺も要因をお知らせをお願いしたいと思います。

次に、ハの合計特殊出生率、これはいま確認中だということですが、概ねこの1.4に対してはどうかかなと。いまいまの状況で、この辺をお知らせしてください。

婚姻の増加に関しては、これは15組だったんですけども、13組と。ある程度健闘されたのかなとそんなふうには認識しております。

二の客観的な部分に関しては、私は思っているんですけども、実は私の資料もここにやっている評価表をいただいている部分あります。去年もそうだったんですけども、いわゆる有識者による総合戦略の策定委員会の状況ですね。町長は先ほど2回、そういう会議を持たれているというお話で、だいぶ前にも委員会でこれどの程度の会議を持っているんですかっていうお尋ねをしたんですけども、確か1回か2回だったと思うんですけども。この辺の状況で、はたしてこれでいいのというふうには聞いた記憶がございます。しかしながら、いまいまの状況を見てもさほど回数に関しては、回数が多ければいいというものでもないんでしょうけれども、はたして2回が適切なのという部分ですね。

それともう一つ思うんですけども、評価の文言ですね。例えば、担当課からいろいろ説明を受けているかんかんがくがくやっているとは思うんですけども、そういう中で評価が例えば事業継続って一言でそういう評価のものもあるわけですよ。これって一体どういうことなの、なかなか我々とすれば書面で見て、なかなか掴みどころがないっていうような感じはするんですよね。いま言ったように、おそらく膝を交えながらこうだったよね、ああだったよね、そうでない、こうだっていう部分もやっているんでしょうけれども、どうも文言だけ見るとその辺も具体的なやり取りが伝わってこない。はたしてこれでいいのかな、回数

も含めて。私はなんか思うんですけれども、こういう一生懸命やっていると思うんですけれども、逆にコンサルタントを頼んでそういう意見をもらったほうが、あるいは指導をもらったほうがお金はかかるんでしょうけれども、そういうのもまた一つなのかなっていうような気はしているんです。だから、その辺の第2次に向けての検討もちょっとあってもいいかなっていうふうに思っているんですよ。

もう一つは、PDCAのサイクルの回し方、例えばここに載っていませんけれども、四つ目の観光関係のいわゆる交流人口の目標にあるんですよ。あえて聞いていません。ここには載せていませんけれども、これも年間20万という数字を設けているんですよ、平成31年は。

だけれども、年間50万以上の人が来るのに、そもそもその辺の目標の設定がいかげなものかというような部分もあるんですけれども、それは交流人口が多いっていうことですので、あえて私は質問から外したんですけれども、そういうこともあるんですけれども。どうもPDCAの見直していうか、この5年間でどんなことを具体的にされたのかなっていうのも気になったところなんですよ。もしこの辺もわかれば、こうしたのでこうしましたよと、こうだったんだけどこうしましたよっていうことがあれば、ちょっとお知らせしてもらいたいです。

もう一つは、2番目の現状を見据えた今度の展開っていうことで、町長からもいろいろご答弁いただきました。ただ、いままでやってきたことが人口に対する部分に関していけば、逆に人口減が早くなっていっているというような状況ですよ。人がいなくなるっていうことは、やはり我が町のトータル的な根幹に関わるわけですから、どうですか。ビジョンに関しては、人が減ったらどういう影響が出るんだとかっていろんな分析されていますよ。これを見るとまさにおっしゃるとおりで、この辺を踏まえながら、当然事業展開したと思うんです。ただ、もちろん事業展開にあたっては、町職員一丸となってやるっていうこういう書面が出てきたわけですから、人口の状況については、町長が平成12年ですか。になってからほぼいままで2,700人ぐらいですよ、減っているのが。それは、自然死だとかどこかに行っちゃったかたもいるんでしょうけれども、当時7,000人ぐらいの町長がやられた時の人口ですよ。いま、まさに5年からいろいろ施策を打ってやっているんだけど、なかなかそれが実態として現れない。いろんな10年か20年間の間にこうだった、ああだったってことは説明いただきましたけれども、でもやはり同時並行でこの辺はきちんと前を見据えた形で持っていかないと立ち行かないですよ。この辺ちょっと何点か言いましたけれども、その辺のもう1回私が聞いたことに対して答弁をお願いしたいと思います。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** お尋ねにありました移住定住世帯の増加にこれがマイナスになっているという要因、転出超過率の減少、これがマイナスになっている減少。さらに、出生率が現在公表数値がないのでありますが、概ねわかる範囲でというお尋ね。さらには、委員会の状況でございますが現在、新年度第2期の総合戦略を策定にあたって、これまで2回開催したと。2回の云々ということをお話されていましたが、新年度までにさらに回数を深めるのではないかと思います、その点につきましても担当課長から説明をさせます。

また、人口減少についての先ほど財政難で最初の10年は大変厳しかったと。人口減少に直接向き合っている時間もなかったということはお伝えしましたが、それは現実であって言い訳でも何でもありません。まさにそういう実態でありました。いま1次の総合戦略のまとめ

ですとか、策定案につきましては、これから議会の委員会等で皆様方にご説明をし、ご意見をいただいて手順を踏んで進んでいきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長(又地信也君) まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長(木村春樹君) 新井田議員の再質問にお答えいたします。

移住定住世帯、それと転出超過率、合計特殊出生率などにつきましては、それぞれの事業を行ったことによる結果として、計画策定当時よりも良化していくというものでございます。

したがって、これだからなつたという直接的な要因が一つということはありませんので、これは総合戦略のそれぞれの事業を行った結果として、残念ながら二つだったものもあるし、一定程度目標を達成したというものがあつたということでご承知おきいただきたいと思っております。

その中で、合計特殊出生率については、1.40を維持するためには、おおよそ20人から20数人の出生数が必要でございます。残念ながらここ数年を見ると、10名前後の出生数で経過しておりますので、なかなか目標までには辿り着かないのではないかなという感覚はいたします。厚生労働省は5年に一度、合計特殊出生率を各自治体ごとに公表してございます。これが来年の3月にありますので、それと並行して町で独自で推計も行っていきたいと思っております。

それと、策定委員会の状況です。これ以前ももう少し回数をやって議論をしたほうが良いのではないかとということで、意見いただきました。今回も委員長を選定した中で、委員長と意見交換して、より活発な議論になるように工夫してございますが、なかなか一つひとつのものについて、分野で違うものもございまして、例えば産業分野であれば金融界から来ていただいた委員さんがどこまで認識しているかということもございまして、なるべく意識を同一にした上で議論をするという工夫はしているんですけども、なかなかそういうふうになっていないというのが実態でございまして、改めていまの意見踏まえた中で、対応させていただきたいというふうに思います。

それと、評価の文言あるいはPDCAサイクルなどでございますが、策定したのは平成26年度で、26年から27年にかけてでございます。例えば先ほど言った観光客数につきましては、北海道新幹線開業前でしたので、当時は6万人前後が発射台ということで、目標をそれなりに掲げさせていただいた経緯がございまして、それについて、開業前後で目標を達成したということですので、この戦略につきましては、5か年ということがまずございましたので、それについては継続して行った上で、達成したからいいということではなくて、前年の数値を踏まえてどういうふうにしていくかということを考えていっております。

また、外部の活用でございまして、今年度人口ビジョンを改定するというところで、作業を進めております。その中で、コンサルタントに關与していただいて、まずは人口ビジョンの考え方を行政側とすり合わせて、そして2次の戦略についても全国的な事例も含めてアドバイスをいただく。あるいは、ポリシーと言いますかテーマ性と言いますか、そういうことも含めて提言いただいた中で、町としてきちんと考えていくというふうな策定の仕方を考えてございます。そのようなことで、若干作業としては遅れ気味なわけですが、年末から年明けにかけて、あるいは年度末にかけて進めてまいりますし、また昨年提示したように議会にも提示した上で意見をいただいて、2次の総合戦略につなげていきますのでよろしくお願い申し上げます。

いたします。

○議長(又地信也君) 6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) いま答弁いただきましたけれども冒頭、この数字に関してまち課の課長が全体の中で、私の聞き方悪いのかもしれませんが、行かなかったのはいろいろ施策打った中で、要は成り行きで行かなかったんだよというふうにちょっと聞こえたんですけども、おそらくそうではないと思うんですけども、やった結果が、結果と言うか、かんかんがくがくやった中で、最終的にはこうだったとそんなふうに理解はしますけれども、ただやはり先ほど言ったように、この総合戦略の位置付けというのは、やはり我が町の未来がかかっているわけですよ、いずれにしても。そして、この策定にあたっての根源というか本当の位置付けというのは、やはり行政側がどうでしょうか。しいて言えば、町全体が一団になって向かっていくんだって一つの大きな題材なわけですよ。だから、決して行政の皆さんが汗をかいていないとは言いません。汗をかいているんだと思っています。しかしながら、やはりそういう結果が掲げた結果が数字に出てくるわけですので、これに対して我々は評価せざるを得ないんです。申し訳ありません。ただ、プロセスはもちろん十二分に理解はするんですけども、やはり与えられた部分の数字に関しては、何が何でもっていう情熱がないとなかなか達成できないんですよ。やはり掲げた以上は、最低でもBクラスの評価をいただけるような対応をしていくんだっていう意気込みっていうか、その辺はやはりほしいですよ。いま言ったように、もう転出超過率がマイナス30人だったから仕方ないねってそういうふうには言わないけれども、そんなふうにもちょっとある種思わざるを得ない部分もないわけでもない。だから、2次に関しては1次のいろんな思いだとかやれなかったこと、あるいはそういう意味では組織変更も考えていかなければならないのか。廣瀬議員が言ったようにタグを組む、チームを結成するとか、いろんな施策を打ってやらざるを得ないのかもしれませんが。行政としては、1次の良いベースができたわけですので、このベースをもとにまた委員会でいろいろ報告・説明はあると思いますけれども、これを糧にまた2次に向かって鋭意努力していただければと思います。以上で、終わります。

○議長(又地信也君) 6番 新井田昭男君の一般質問を終了いたします。

以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

暫時、休憩をいたします。

休憩	午後1時41分
再開	午後1時41分

**議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について**

**議案第10号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について**

**議案第8号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について**

**議案第1号 平成31年度木古内町一般会計補正予算(第9号)**

**議案第2号 平成31年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)**

**議案第3号 平成31年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)**

**議案第4号 平成31年度木古内町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)**

**議案第5号 平成31年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)**

**議案第6号 平成31年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第2号)**

○**議長(又地信也君)** 休憩を解き、会議を再開いたします。

一括議題の議案については、議会事務局長から朗読をさせます。

議会事務局長。

○**議会事務局長(福田伸一君)** それでは、朗読いたします。

日程第8 議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第9 議案第10号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第10 議案第8号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について、日程第11 議案第1号 平成31年度木古内町一般会計補正予算(第9号)、日程第12 議案第2号 平成31年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、日程第13 議案第3号 平成31年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、日程第14 議案第4号 平成31年度木古内町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)、日程第15 議案第5号 平成31年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、日程第16 議案第6号 平成31年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第2号)。以上でございます。

○**議長(又地信也君)** 以上、日程第8 議案第9号ほか8件については関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

はじめに、議案第9号、10号、8号について、町長。

○**町長(大森伊佐緒君)** ただいま一括上程となりました、議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第10号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第8号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定につきましては、私から提案理由の説明をさせていただきます。

はじめに、議案第9号につきましては、令和元年度の人事院勧告に基づく、国家公務員給与法の改正案成立を受け、職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、基本給を平均で0.1%、勤勉手当の支給月数0.05か月分をそれぞれ引き上げるものでございます。また、次年度以降において、6月と12月の期末勤勉手当の配分を改め、それぞれ同じ割合に定めるものでございます。

次に、議案第10号の木古内町長等の給与等につきましては、木古内町特別職職員報酬等審議会条例に基づき、報酬審議会に諮問し、その答申を受け、議会提案すると規程されており、平成28年度開催の報酬審議会において、「人事院勧告に伴う手当の増減については、委員会の諮問事項とはしない。」との答申を受けおきますことから、今年度の人事院勧告に伴い、期末手当支給月数を4.45か月から4.5か月にするものでございます。

また、議案第9号と同じく、次年度以降の6月と12月の期末勤勉手当の配分を改め、同じ割合に定めるものでございます。

次に、議案第8号につきましては、議案第10号と同じく、議会議員の報酬について、人事院勧告に伴い、期末手当支給月数を4.45か月から4.5か月とし、次年度以降の6月と12月の期末手当の配分を改め、同じ割合に定めるものでございます。

なお、議案第9号、10号、及び8号の詳細につきましては、この後、副町長の説明の後、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

副町長に代わります。

○議長(又地信也君) 次、1号から6号までお願いいたします。

副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま一括して上程となりました、議案第1号 平成31年度木古内町一般会計補正予算(第9号)、議案第2号 平成31年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第3号 平成31年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議案第4号 平成31年度木古内町簡易水道事業会計補正予算(第1号)、議案第5号 平成31年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、及び議案第6号 平成31年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

最初に、議案第1号から説明いたします。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、2,836万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を45億6,153万1,000円とするものです。

歳出の主な補正内容ですが、1款 議会費は、議案第8号の条例改正案で提案しました、議員の期末手当の追加補正です。

2款 総務費は、一次産業後継者支援事業補助金の追加補正です。

3款 民生費は、国民健康保険特別会計など各会計への繰出金の補正です。

4款 衛生費は、簡易水道事業会計及び渡島西部広域事務組合負担金の追加補正です。

6款 農林水産業費は、産地パワーアップ事業補助金の追加補正です。

8款 土木費は、下水道事業特別会計繰出金の追加補正です。

9款 消防費は、渡島西部広域事務組合負担金の減額補正です。

10款教育費は、各部活動・大会参加報償費の追加補正です。

13款 諸支出金は、町税等過誤納還付金の追加補正です。

14款 職員給与費は、人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定に係る補正です。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。



次に、議案第2号を説明いたします。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、352万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億7,067万8,000円とするものです。

それでは、補正の内容につきまして、歳出からご説明いたします。

7ページをお開き願います。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、3節 職員手当等、4節 共済費、あわせて3万1,000円の追加は、被扶養者の異動、人事院勧告及び共済組合負担金率確定等に伴う補正です。

13節 委託料 23万1,000円の追加は、在留資格特定技能の創設等を目的とした出入国管理及び難民認定法、及び法務省設置法の一部を改正する法律が成立し、平成31年4月1日から特定技能外国人の受け入れが開始されることになったことから、外国人被保険者の資格情報（在留資格等）を取得する機能の追加及び国保情報集約システムに連携するためのシステム改修委託料の追加補正です。

8ページをお開き願います。

2款 保険給付費、1項 療養諸費、3目 一般被保険者療養費、19節 負担金補助及び交付金 150万円は、一般被保険者療養費で、柔道整復施術療養等の受診者数の増加に伴う追加補正です。

9ページをお開き願います。

4項 出産育児諸費、1目 出産育児一時金、19節 負担金補助及び交付金 126万円は、出産件数の増加に伴う追加補正です。

2目 審査手数料、12節 役務費 1,000円についても、出産件数の増加に伴う追加補正です。

10ページをお開き願います。

5款 保健事業費、3項 特別総合保健施設事業費、1目 保健指導事業費、3節 職員手当等、4節 共済費、あわせて10万5,000円の減額は、職員の被扶養者の異動、人事院勧告及び共済組合負担金率確定等に伴う補正です。

11ページをお開き願います。

9款・1項・1目・節 予備費 60万5,000円は、保険基盤安定負担金、財政安定化支援事業の確定、及び出産件数の増加に伴い一時金繰入額の増に伴う追加補正です。

次に、歳入のご説明をします。

6ページをお開き願います。

3款 道支出金、1項 道負担金、1目 保険給付費等交付金、1節 保険給付費等普通交付金 276万1,000円は、歳出で説明しました柔道整復施術療養等の受診者数の増加、及び出産件数の増加に伴う追加補正です。

5款 繰入金、1項・1目 一般会計繰入金、1節 保険基盤安定繰入金保険料軽減分 21万円、並びに2節 保険基盤安定繰入金保険者支援分 60万1,000円は、保険基盤安定負担金の確定に伴う減額、3節 出産育児一時金等繰入金 84万円は、出産件数の増加に伴う追加、4節 財政安定化支援事業繰入金 57万6,000円は、財政安定化支援事業の確定に伴う追加、5節 その他一般会計繰入金 7万4,000円は、被扶養者の異動等に伴う減額補正です。

8款 国庫支出金、1項 国庫補助金、1目・1節 国民健康保険関係業務事業費補助金 23万1,000円は、歳出で説明しました外国人被保険者の資格情報を取得する機能の追加及び国保情報集約システムに連携するためのシステム改修補助金の追加補正であり、このたびの補正により新たに8款を追加するものです。

次に、議案第3号を説明いたします。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、577万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、1億7,421万9,000円とするものです。

それでは、補正の内容につきまして、歳出からご説明いたします。

8ページをお開き願います。

3款・1項・1目 後期高齢者医療広域連合納付金、19節 負担金補助及び交付金 577万4,000円の追加は、平成30年度実績確定に伴う事務費負担金 41万1,000円の減額、被保険者の異動等に伴う260万2,000円の追加、保険基盤安定負担金の確定に伴う繰入金分 44万9,000円の減額、及び療養給付費負担金分 403万2,000円の追加による補正です。

次に、歳入についてご説明します。

6ページをお開き願います。

1款・1項 後期高齢者医療保険料、1目 特別徴収保険料、1節 特別徴収保険料現年分 59万6,000円は、被保険者の異動等に伴う保険料の追加補正です。

2目 普通徴収保険料、1節 普通徴収保険料現年分及び2節 滞納繰越分 計200万6,000円は、被保険者の異動等に伴う保険料の追加補正です。

4款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目・1節 事務費繰入金 41万1,000円は、後期高齢者医療広域連合納付金の平成30年度実績確定に伴う事務費負担金の減額補正です。

2目・1節 保険基盤安定繰入金 44万9,000円は、繰入金の確定に伴い、7割・5割・2割それぞれの軽減対象者分 16万2,000円の追加、及び激変緩和措置分 61万1,000円の減額補正です。

7ページをお開き願います。

3目・1節 療養給付費負担金繰入金 403万2,000円は、後期高齢者広域連合療養給付費負担金で、平成30年度実績確定に伴う追加補正です。

次に、議案第4号を説明いたします。

1ページをお願いします。

第2条は、平成31年度予算の第3条に定めた収益的収入、及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入の部では、第1款 簡易水道事業収益の既決予定額 1億4,565万8,000円に2万6,000円を追加し、その予定額を1億4,568万4,000円にするものです。

支出の部では、第1款 簡易水道事業費用の既決予定額 1億4,508万1,000円に5万4,000円を追加し、その予定額を1億4,513万5,000円にするものです。

第3条は、平成31年度予算の第7条に定めた職員給与費 3,220万8,000円を3,226万2,000円に改めるものです。

補正の主な内容は、人事異動及び人事院勧告給与改定等に伴う人件費の補正です。

それでは、詳細につきまして、収益的支出からご説明いたします。

8ページをお開き願います。

1款 簡易水道事業費用、1項 営業費用、2目 配水及び給水費、節 手当・法定福利費  
合わせて 1万9,000円の追加は、人事院勧告及び共済負担金率の見直しによる人件費の補正  
です。

9ページをお開き願います。

4目 総係費、節 給料・手当・法定福利費、あわせて3万5,000円の追加についても、人  
事院勧告、及び共済負担金率の見直しによる人件費の補正です。

続いて、収益的収入をご説明いたします。

7ページをお開き願います。

1款 簡易水道事業収益、2項 営業外収益、2目・節 他会計負担金 2万6,000円は、人  
事院勧告給与改定等に伴う一般会計からの基準内繰入金の追加補正です。

次に、議案第5号を説明いたします。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、560万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総  
額を7億2,445万4,000円とするものです。

それでは、補正の内容につきまして、歳出からご説明いたします。

8ページをお開き願います。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、2節 給料から、4節 共済費まであ  
わせまして618万1,000円の減額は、人事異動、人事院勧告給与改定、及び共済負担金率の見  
直し等に伴う補正です。

9ページをお開き願います。

3款・1項 地域支援事業費、1目 介護予防・生活支援サービス事業費、2節 給料から4  
節 共済費まであわせまして39万2,000円の追加は、人事異動・人事院勧告給与改定等に伴  
う補正です。

19節 負担金補助及び交付金 210万6,000円は、通所介護相当サービス費で要支援者の利  
用者増に伴う追加補正です。

2目 包括的支援事業・任意事業費、3節 職員手当から4節 共済費まであわせまして16  
万9,000円の減額は、人事異動・人事院勧告給与改定等に伴う補正です。

10ページをお開き願います。

6款・1項・1目・節 予備費 174万9,000円は、通所介護相当サービス費の増に伴う予備  
費の減額補正です。

次に、歳入のご説明をします。

6ページをお開き願います。

4款 国庫支出金、2項 国庫補助金、2目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支  
援総合事業）、1節 現年度分 52万6,000円、5款・1項 支払基金交付金、2目 地域支援事  
業交付金、1節 現年度分 56万8,000円、6款 道支出金、2項 道補助金、1目 地域支援  
事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、1節 現年度分 26万4,000円、及び7款

繰入金、1項 一般会計繰入金、2目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、1節 現年度分 26万4,000円、あわせまして166万2,000円は、介護予防・日常生活支援総合事業交付金で、歳出で説明しました、通所介護相当サービス費の増に伴う追加補正です。

7ページをお開き願います。

4目 その他一般会計繰入金、1節 事務費繰入金 722万3,000円は、人事異動・人事院勧告給与改定等に伴う減額補正です。

次に、議案第6号を説明いたします。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、380万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億6,354万1,000円とするものです。

補正の主な内容は、人事異動及び人事院勧告給与改定等によるものです。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、2節 給料から4節 共済費まであわせまして380万9,000円の追加は、人事異動、人事院勧告給与改定、及び共済負担金率の見直し等に伴う補正です。

次に、歳入についてご説明します。

6ページをお開き願います。

4款・1項 繰入金、1目 他会計繰入金、1節 一般会計繰入金 380万9,000円は、歳出の追加分を一般会計からの繰入金で調整するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 詳細説明をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長(若山 忍君) 総務課、若山です。

私のほうから、議案9号、10号、及び8号につきまして説明させていただきまして、そのあと議案第1号の詳細につきまして、説明させていただきます。

はじめに、議案第9号についてですが、資料番号1、議案説明資料でご説明をいたします。

10ページをお開き願います。

10ページは、改正に係る新旧対照表となっております。

令和元年度の人事院勧告が本年8月7日に出されまして、その後、国家公務員に関する給与法が11月15日に成立・改正されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、先ほども町長から説明を申し上げたとおり、月額給料を平均で0.1%引き上げ、また勤勉手当を0.05か月分を引き上げるといった内容となっております。

改正につきましては、2条建てとしておりまして、第1条はこのたびの人事院勧告により平成31年4月1日を適用日として遡及して支給するための改正です。

第1条で、職員の給与に関する条例、第16条の4、第2項、第1号中、一般職員につきましてはこのたびの引き上げ分について、「12月に支給する場合においては100分の92.5」を「100

分の97.5」に改め、100分の5を引き上げるといふものです。

資料のページ前後しますが、9ページをお開き願ひます。

次に条例第2条ですが、こちらは次年度以降の勤勉手当の配分を改めるもので、本条例第16条の4、第2項、第1号中、「6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の97.5」を6月・12月の支給において、それぞれ100分の95に改めるものです。

議案に戻りまして、附則の第1項では、この条例は、公布の日から施行することとし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行するとしております。

第2項では、改正後の職員の給与に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用するとしております。

第3項では、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすとしております。

第4項では、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとしております。

次に、議案第10号についてですが、資料番号1の説明資料の11ページをお開き願ひたいと思ひます。

議案第10号につきましては、令和元年度の人事院勧告に基づく職員給与の増額改定により、木古内町長等の手当の改正を行うものでございます。

木古内町長等の給与等につきましては、先ほど町長が提案しましたとおり、平成28年開催の木古内町特別職職員報酬等審議会において、「人事院勧告に伴う手当の増減については、委員会の諮問事項とはしない。」との答申を受けたことにより、今年度の人事院勧告に伴い、期末手当支給月数を4.45か月から4.5か月にするものです。

改正につきましては、このたびの人事院勧告により平成31年4月1日を適用日として遡及して支給するために改正するもので、第1条で、木古内町長等の給与等に関する条例、第4条、第2項中、このたびの引き上げ分について、12月に支給する場合において、「100分の222.5」を「100分の227.5」に改め、100分の5を引き上げるといふものです。

次に、条例第2条ですが、こちらは次年度以降の配分を改めるもので、本条例第4条、第2項中、「6月に支給する場合においては100分の222.5、12月に支給する場合においては100分の227.5」を6月・12月の支給において、それぞれ100分の225に改めるものです。

附則につきましては、議案第9号と同様です。

次に、議案第8号についてですが、こちらは資料の8ページをお開き願ひたいと思ひます。

議案第8号につきましても、令和元年度の人事院勧告に基づく職員給与の増額改定により、議会議員の議員報酬の改正を行うものでございます。

議会議員の議員報酬につきましても、今年度の人事院勧告に伴い、期末手当支給月数を4.45か月から4.5か月にするものです。

改正内容につきましては、議案第10号と同様ですので、詳細は省略させていただきます。

次に、一般会計の補正予算のほうの説明に入らせていただきます。

はじめに、歳出の説明を行います。

8ページをお開き願います。

1款・1項・1目 議会費、職員手当等 10万6,000円の追加は、議案第8号条例改正案で説明したとおり、人事院勧告に伴う議員期末手当の増額分です。

9ページをお開き願います。

5目 企画振興費、19節 負担金補助及び交付金 31万3,000円は、一次産業後継者支援事業補助金の追加で、現在の受給者の内2名が、婚姻により夫婦での後継を開始したことによる、給付額の増額に伴う追加補正です。

10ページをお開き願います。

3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、28節 繰出金 53万1,000円は、国民健康保険特別会計への繰出金で、国保会計財政安定化支援事業費並びに基盤安定負担金の確定、被扶養者の異動等に伴う減額、及び出産件数の増加に伴う増額、あわせましての追加補正です。

3目 老人福祉費 負担金補助及び交付金 23万6,000円の追加は、12月より受け入れしたフィリピンの外国人介護福祉士候補者の学習支援に対する補助金で、日本語学習を支援するために必要な教材や外部講師への講師料などに充てるものです。なお、高齢者介護サービス事業会計では、当初予算でこの道補助金として計上しておりますが、補助申請事務の際、北海道担当者から、町からの間接補助になる旨の通知がありましたので、一旦こちらの一般会計に北海道からの補助金として受け入れをし、同額を高齢者介護サービス事業会計に補助金として交付するものです。

28節 繰出金 695万8,000円は、人事異動及び人事院勧告等による人件費の減に伴う介護保険事業特別会計繰出金の減額補正です。

11目 後期高齢者医療費、28節 繰出金 317万2,000円は、後期高齢者医療広域連合事務費負担金並びに保険基盤安定負担金の確定に伴う減額、及び療養給付費負担金の確定に伴う増額、あわせましての追加補正となっております。

11ページをお開き願います。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費、19節 負担金補助及び交付金 2万6,000円は、人事院勧告に伴い簡易水道事業会計負担金の追加補正を行うものです。

次に、12ページをお開き願います。

2項 清掃費、1目 清掃総務費、19節 負担金補助及び交付金 7万4,000円は、人事院勧告等に伴い渡島西部広域事務組合負担金の追加補正を行うものです。

次に、13ページをお開き願います。

6款 農林水産業費、1項 農業費、4目 農業振興費、19節 負担金補助及び交付金 3,220万2,000円の追加は、瓜谷地区の農家による、木古内町瓜谷機械利用組合が、農林水産省所管の産地パワーアップ事業に採択され、機械購入を行うこととなり、市町村経由の間接補助となることから、事業費の2分の1の補助金を追加するものです。

資料番号1、議案説明資料の1ページに、このパワーアップ事業の概要等を記載しておりますので、ご参照願います。

次に、14ページをお開き願います。

8款 土木費、4項 都市計画費、1目 都市計画総務費、28節 繰出金 380万9,000円は、下水道事業特別会計への繰出金で、人事異動及び人事院勧告等に伴い追加補正を行うものです。

次に、15ページをお開き願います。

9款・1項・1目 消防費、19節 負担金補助及び交付金 89万9,000円は、渡島西部広域事務組合負担金の減額で、標準報酬月額の変更による共済費及び職員の扶養異動等に伴う補正です。

次に、16ページをお開き願います。

10款 教育費、3項 中学校費、2目 教育振興費、8節 報償費 23万7,000円は、木古内中学校女子バレーボール部の合同チームが、11月2日から3日まで開催された道南中学校新人戦バレーボール大会で準優勝し、令和2年1月8日から10日まで芦別市で開催される第46回北海道ジュニアバレーボールキャンプ（第2次）兼第40回北海道中学生バレーボール選抜優勝大会予選会に出場するための費用です。

資料番号1、議案説明資料の2ページから4ページに補正額の内訳、参加者名簿等を記載しておりますので、あわせてご参照願います。

次に、17ページをお開き願います。

13款 諸支出金、1項 還付金、1目 過誤納還付金、23節 償還金利子及び割引料 60万円の追加は、確定申告の更正申告により、既に納付済みの個人町民税に還付が生じたことから、今後の見込み額を補正するものです。

次に、18ページをお開き願います。

14款・1項・1目 職員給与費、2節 給料から、4節 共済費まで508万2,000円の減額は、人事院勧告に伴う給料表の改定及び一般職については勤勉手当、特別職については期末手当をそれぞれ0.05か月分の増による影響分として173万6,000円の増額、及び人事異動等に伴う影響分として681万8,000円、あわせまして508万2,000円の減額となっております。

次に、歳入の説明を行います。

6ページをお開き願います。

14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、3節 国民健康保険事業負担金 30万1,000円の減額は、保険基盤安定制度医療費支援分負担金の確定に伴う減額補正となっております。

2項 国庫補助金、4目 農林水産業補助金、1節 農業費補助金 3,220万2,000円は、歳出で説明しました、木古内町瓜谷機械利用組合の産地パワーアップ事業補助金の追加補正です。

15款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、3節 国民健康保険事業負担金 30万7,000円の減額は、保険基盤安定制度軽減保険料負担金及び医療費支援分負担金の額が確定したことに伴う減額補正となっております。

4節 後期高齢者医療負担金 33万6,000円の減額は、後期高齢者医療に係る保険基盤安定制度軽減保険料負担金の額が確定したことに伴う減額補正となっております。

2項 道補助金、2目 民生費補助金、2節 老人福祉非補助金 23万6,000円の追加は、歳出で説明しました、外国人介護福祉士候補者の学習支援に対する補助金で、一般会計に北海

道からの補助金として受け入れし、同額を高齢者介護サービス事業会計に補助金として交付するものです。

7ページをお開き願います。

16款 財産収入、2項 財産売払収入、4目・1節 有価証券等売払収入 840万2,000円の追加は、函館空港ビルディング株式会社株式譲渡に基づく、売却額の収入を補正するものです。

令和元年10月31日に函館空港を含む道内7空港、新千歳・稚内・釧路・函館・旭川・帯広・女満別の7空港ですが、こちらが北海道エアポート株式会社が運営することになりました。

当町におきましては、昭和45年9月26日に函館空港ビルディング株式会社の株式を額面500円の1,000株、当時50万円で取得していました。

空港民営化に伴い、保有する株式が、1株あたり8,402円の価値で決定されたため、この持っている1,000株で、840万2,000円で譲渡することとなったところです。

なお、譲渡益につきましては、令和2年1月7日に入金予定となっております。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、1目・1節 財政調整基金繰入金 1,153万円の減額は、このたびの補正に係る財源調整となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 詳細説明も終わりましたので、ここで10分ほど休憩いたします。

休憩 午後2時24分  
再開 午後2時35分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思いますが、条例と補正予算に分けて質疑を行います。

先に、条例について質疑を行いたいと思います。

質疑ございませんか。

1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 1番 平野です。

きょう大変、議場乾燥しております、若山課長の説明もちょっと口が渴いていたのか聞き取れない部分があったので確認と、ちょっと素朴な質問を何点かさせていただきたいと思います。

議案の8・9・10、三つ関連するんですけども、まず人事院勧告が8月7日に出されてその後、11月15日に成立するという言葉が聞き取れたんですけども、何が成立されたというのを確認したいと思います。

それと、この人事院勧告というのは、公務員の地位を守ると言いますか大変必要なことだと理解しております。そんな中ですけども、この木古内町は人事院勧告をこれまでもこれからも100%、この勧告どおりにいくという考えなのか。

それともう1点が、この人事院勧告というのは縛りがあるものなのか。それは当然、勧告が出たにしても、その自治体によってはその限りじゃないということがルール上可能なのかどうなのかをお聞かせください。



**○議長(又地信也君)** 副町長。

**○副町長(大野 泰君)** ただいま平野議員からございました、人事院勧告の取り扱いについてのご質問でございます。

8月に勧告を受けまして、これは人事院が全国の企業等の人件費の調査を行って、その結果を政府に対して答申をする、それが人事院勧告でございます。それを受けて、11月に国のほうで、この勧告どおりに実施をしますというふうに決めて、国家公務員に関する給与法の改正案を国会に提案し、成立をしている。国家公務員にあつては、11月15日に給与改定が決定をしているという状況がございます。この人事院勧告について、地方公務員におきましては、その地方の中に人事委員会があるケースとないケースがございます。北海道ですとか都道府県です、こちらのほうには人事委員会がございます。また、政令都市でも人事委員会を持っているんですが、それ以外の自治体につきましては、人事委員会を持たずに給与の改正について、国の取り扱いを準拠する。これが人事院勧告を準拠するという形で、これまで取り扱ってきた内容でございます。

人件費の改定にありましては、ほぼ国の改定にあわせて地方公共団体も実施してきているというのが木古内町のこれまでの実績でございます。

また、先に言いました政令都市ですとか都道府県については、独自の人事委員会を持っていますから、そこが人事委員会において地域の給与の支払状況などを調査した結果、国とはまた別の人事委員会が勧告した内容を踏襲しながらも一部、額が変わるということはありません。実際に北海道や札幌市が国の人事院勧告とは別の取り扱いをするということもこれまではございました。町にあつては先ほども言いましたように、国の決定を待って市町村においても改定をするという手続きを踏んでやってきたというのが実態でございます。なお、一部制度改正等について、地域の実態にそぐわないもの等があれば、これは給与改定とは別ですけれども、そこについて勧告どおり実施するかどうかというのは、その地域の実情にあわせてという判断もでございます。蛇足ですけれども、この決定にあつては、職員団体のほうとも協議を進めながら、町としては実施をしているというのが実態でございます。以上です。

**○議長(又地信也君)** 1番 平野武志君。

**○1番(平野武志君)** わかりました。いまの説明では、この勧告に当然沿わなくても別にペナルティだとかはないということで聞きました。この人事院勧告がどこまで地域の実情にあわせた勧告なのかはちょっと調べ上げられていないのですけれども、やはり国家公務員、都内、都心で働くかたと北海道の田舎の隅まで、全く同じ数値でいいのかということも疑問あるところでありまして、財政規模も違います。この我が町木古内町は、一時財政難に落ち入れた時に先ほども町長言っておりましたが、職員が自主的に給与を削減しているという実態がある中、勧告が出たからといってそれに常に「準拠する」という言葉使われましたけれども、その限りじゃないとは思うのですね。それが今回は、数字的にも少ないですけれども、数字が多い少ないは関わらず、やはり給料の話については、じゃあ勧告が出ました。じゃあ我々議員も今回見て、私ははじめて知ったんですね。やはりそういう部分も振ってくれて、そういう協議をする場がこれから必要だと思いました、私は。

もう1点確認なんですけれども、このたびは11月15日に国会では成立されたと。この木古内においては、12月定例会に条例の制定あるいは改正が出されたんですけれども、この期日に戻る理由というのは、どうなのでしょう。これについてもやはりよその自治体もこうだ

からあわせたということなのか、実際8月7日に勧告が出されて、11月15日に成立した。木古内は12月に定例会に出される、当然その時には手当は支給されたあとだと思うんです。それをこの補正をここまで大変な作業をしてまで4月1日まで戻って支給するっていうことは、全職員の意向なんでしょうか。それは、勧告を守るっていうことにつながるんでしょうか。その部分の考え方についてもちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいまの質問についてですが人事院勧告、人事委員会が勧告する際に、適用日を決めます。これは、4月1日から遡って実施するよというような勧告が出されますので、政府もそれを受けて国家公務員の給与改定を行い、4月1日に遡るというよいうなルールになっております。自治体もまた同じ取り扱いとなっております。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 各自治体、国の方針がそれでそれに従っていると準拠しているということで、説明はそれ以上でもそれ以下でもないことは理解しました。しかしながら、私は一般町民、公務員じゃない立場の人間から考えると、なかなか特例だなと思うんです。今後、このような国の指示があった時に、全てをそれ準拠するのではなくて、やはり我が町にあった町民の視点から見るとどのように思われるのかなということもやはり考慮した上で、協議した上で、このように改正案を出していただきたいなと思います。そのようなお願いとしておきます。あわせて去年でしたか、旅費の改定の提案をした時に、総務課長からは「不足分を補てんする際に、処理するのに事務的に大変だ」というお言葉があって、今回これ国の指示に補正の作業するほうがよっぽど大変だと思うんですね。その労力を考えても次年度4月1日からはじめれば、この補正の苦労もなかったんじゃないかなということもあわせて、私の意見として伝えておきます。答弁はいまはよろしいです。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩	午後2時46分
再開	午後2時46分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。  
副町長。

○副町長(大野 泰君) 地方公務員の給与の決定システムというのは、国の決定システムに準拠しておりまして、人事院が全国調査を行い、賃金の上昇度にあわせて、勧告を行う。

これは、逆にマイナスで勧告をするということもございます。一般的に公務員ではなくて、民間事業者については、その会社の事業主と春闘と言いますか、交渉を行って賃上げを行っている。その賃上げを行うということは、我々地方公務員では首長である町長に交渉をするというようなことにはなっておりませんので、給与の決定システムそのものが人事院勧告が代行をしているというふうに受け取っていただければというふうに思います。民間にあっては、それぞれ春闘でストライキを行って、あるいは労使交渉を行って、賃上げが行われている。これと類するような給与決定システムということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時48分  
再開 午後2時53分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかに条例について質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、補正予算について質疑を行います。

質疑ございませんか。

9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) 人件費の考え方について、ちょっと確認します。

例年、この12月に例えば人事異動、人勧等の整理を予算計上しているんですよね。ただやはり、この12月に例えば人事異動に関わる増減の部分は、この12月にやるのがベターなのか。

12月については、人事院勧告の補正だけっていう、本来であれば9月にやっていたら人勧の補正しか出てこないですよ。そういうふうにしたほうがよりなんか明確なのかなっていうふう。ただ、人事異動の増減の部分と人勧の増えた部分と、ミックスになっての金額の計上ですから、ものすごくわかりづらいんですよ。ですから、ただ例年ずっとこの時期にこういう人事異動の整理もやっているんですけども、はたしてこの時期がベターなのか、ベターっていうか適正なのか、本来であればもっと6月だとか9月のこの議会に計上して減額、増額をしたほうがいいのかっていう部分。事務方の考えをちょっとお聞かせ願います。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(若山 忍君) おっしゃられるとおり今回の補正については、人事異動に伴うもの、プラス人勧に伴うものも混ざってはいるんですけども、例年この時期にやらせていただいているっていう中では、春に人事異動があったり、場合によっては7月あるいは10月っていう時期にも人事異動っていうのももしかしたら起こりうるっていう中で、この12月の時点である程度年度内の執行が固まるというところで、人事院勧告とあわせてほぼほぼ年度の執行が見えた段階で、12月にやらせていただいているという状況で、これはいままでも先人達がそういうことでやられてきたということで、それを踏襲しているということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長(又地信也君) 9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) 理解しないわけではないけれども、いま総務課長が言われるように、例えば人事異動は4月の異動もあれば7月もある、10月もある、12月もあるって言ったら、ずっといっちゃうんだよね。そうではなくて私が言っているのは、例えば4月の人事異動の予算の整理は、6月の議会が本来であればやるべきなのか、9月なのか。ただ、係数的な部分の整理がちょっと困難だから、この時期になるんだっていうのかっていうことを私は聞いているんですよ。確かにずっと今日的には、この12月でこういう人件費の増減補正していますけれども、そこなんですよ。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) この12月に人件費の補正を提案する背景につきましては、先ほどの議論にもございましたけれども、人事院勧告に基づく確定というのが、国の国会での議決

と言いますか国会での提案がほぼ12月になるんですね。それを待って一緒にやったほうが一度でできるということで、決して4月の異動なり7月の異動があったからといって、そのことが難しいという判断ではありません。給与のほうの調整を行う場合については、異動の背景がわかっているわけですから、それはすぐにでもできる話なんですけど、提案をするのにあたって一度でという考え方。そしてさらに、共済組合の掛金の負担率の改定なども9月の議会に間に合わないで行われるケースがこれまでもございました。そういうのもあわせて、一本化をして実施をするというのが事務方にとっては、効率的に一度で済むということでやらせていただいているというのがこれまでの取り扱いです。そういったことで、12月でこれからも進めていきたいというふうに思っております。ただ、企業会計等で全体の予算が小さいところの人件費については、途中で足りなくなるケースも発生しますので、そういった場合には例外的に9月での提案もあるということをご承知おきいただければと思います。

○議長(又地信也君) 9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) 別に例年この12月にやってきたことが全部だめよってということではなくて、いま副町長の答弁からすれば、事務的には何も難しくなくて、4月の人事異動の部分については、6月で整理ができるんだっていう。それだったらやるべきでないですか。例えばいま言われたように、企業会計含めた会計別な部分については、いろんな手当の項目が不足になる可能性もあるわけですし、減額するのは12月でいいのかもわからないけれども、適切なやり方なのかどうなのかっていうことで私は求めているんですよね。行政側がこういう12月に一括で整理しますって言うならそれはそれでいいんだけど、やはりそれだったら別な我々からすれば、別な資料として人事異動での増減、人勧での例えばプラス要因だとか、そういうものの逆に資料があればっていうふうにも思うんですよね。ですから、その辺含めて今後、12月にこだわるわけではなく、適時やはり私はやるべきだっていうふうに思うんですけれども、その辺どうですか。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) 竹田議員からは、以前の確か12月議会、3年前か5年前かちょっと記憶はしていませんけれども、同じようなご質問が出ていたかと思えます。同じように我々は答えさせてもらっていますので。そして、資料の要求についても職員の人件費が政策予算だとは、私は思っておりませんので、政策議論を議員としてなさりたいという背景があるんでしたら別ですけれども、人件費については私ども事務方のほうにお任せいただければというふうに思っております。

○議長(又地信也君) ほかに補正予算について質疑ございませんか。

7番 相澤 巧君。

○7番(相澤 巧君) 相澤です。よろしくお願いします。

簡単なことなんですけれども、一般の9ページ。総務管理費の中で、一次産業後継者支援補助金が増えたということで計上されております。先ほどの説明の中で、ご夫婦が一組できたいうのかできたので、増えたんだというお話です。大変喜ばしいことだとは思いますが、差し支えなければこの農業者なのか、林業者なのか、漁業者なのか、そこだけ教えていただければありがたいのですが。

○議長(又地信也君) まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長(木村春樹君) 現在の支給対象者は、全て農業者でございます。農業

者の受給者のうち、二組が婚姻ということで、年度途中で支給額が増額になったということでございます。以上です。

**○議長(又地信也君)** ほかに予算について質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

最初に、議案第9号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第10号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第10号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第8号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第8号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第1号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 平成31年度木古内町一般会計補正予算(第9号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第2号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 平成31年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第3号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号 平成31年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第4号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号 平成31年度木古内町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第5号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号 平成31年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第6号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第6号 平成31年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

## 議案第7号 木古内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第17 議案第7号 木古内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第7号 木古内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について、提案理由を申し上げます。

このたびの条例制定につきましては、平成29年度に臨時職員・非常勤職員等の待遇改善を目的に改正された、地方公務員法及び地方自治法の規定に基づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものでございます。

なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 詳細説明をお願いいたします。

総務課長。

○**総務課長(若山 忍君)** それでは、議案第7号につきましてご説明いたします。

このたびの条例制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備するものです。

資料番号1、議案説明資料の5ページをお開き願います。

こちらに、改正する法律の概要を記載しておりますが、この資料の一番下段に会計年度任用職員について、期末手当の支給を明確化するようという規定がされております。

次に、資料6ページ・7ページなんですけれども、こちらには改正法の主旨、地方公共団体が実施すべき事項、任用根拠の明確化・適正化について記載しておりますので、ご参照願います。

当木古内町の会計年度任用職員制度導入の考え方でございますけれども、現在の臨時・非常勤職員の勤務時間は、週37時間30分以下で、正職員の週38時間45分を下回っており、会計年度任用職員に移行後はパートタイム職員と位置づけることとしています。この定義づけにより支給する手当につきましては、期末手当及び通勤手当としております。期末手当は現在の非常勤職員さんにおいて、現在2.5か月支給しておりますけれども、この会計任用職員に移行後は、正職員と同じく2.6か月の期末手当を支給する予定としております。

基本的に、生活保障と雇用確保の観点からも現状より待遇を悪化させない策を講じることとしております。

議案に戻りまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしております。

以上で、説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○**議長(又地信也君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○**議長(又地信也君)** 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○**議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第7号 木古内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○**議長(又地信也君)** ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。



## 議案第11号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第18 議案第11号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第11号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本年8月1日に施行された、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正により、災害援護資金の貸付利率について、市町村が条例で設定できるようになったことに伴い、本条例を改正するものでございます。

なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、ご審議よろしくお願いを申し上げます。

○議長(又地信也君) 詳細説明をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長(若山 忍君) 議案第11号につきまして、ご説明いたします。

このたびの条例改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正により、これまで3%に固定されていましたが、災害援護資金の貸付利率について、市町村が条例で設定できるようになり、市町村の政策判断に基づき、低い利率での貸付が可能となり、被災者の返済負担を軽減し、被災者支援の充実強化に資するとしています。

資料番号1、議案説明資料の12ページをお開き願います。

こちら新旧対照表となっておりますけれども、条例第14条では、災害援護金の利率を、年3%から年3%以内で町長が定める率とし、第15条では、償還金の猶予規定に加え、災害援護金の貸付を受けたかたが破産手続きや再生手続きを開始した場合、当該償還金を免除できるよう改正するものです。

議案に戻りまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、説明を終わります。ご審議よろしくお願いをいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

3番 鈴木慎也君。

○3番(鈴木慎也君) 3番 鈴木です。

議案第11号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について、質問と申しますか確認させていただきます。

令和元年8月1日に、一部の法改正によって、自治体の条例改正が行われると。この条例改正というのは、おそらく各自治体の裁量に任せるという流れであるかと思えます。この資料のほうにもあるように、「年3%が3%以内で、町長が定める率とする」とございます。おそらくこの背景には、被災されたかたが1日も早く社会復帰されたり、困った時の支えあいと言いますか、ことし一年、昨年から災害等が多いこの日本において、すぐこのように改定されたのはよろしいかなと個人的に思っています。

その中で、町長に伺いたいのは、「年3%以内で」とここの文章の部分が少し理解しづらい

というふうに私はそのように思っております。年3%以内で町長が定める率、この年3%以内に定める基準というものをあるのでしょうか。どのような基準でパーセンテージを決めて、決定されていくのでしょうか。ちょっとその辺りの条例の細かい部分になるかと思うんですけども、実際どのように判断されるのか、その辺りの説明を求めます。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(若山 忍君) まず、根拠法令の災害弔慰金の支給等に関する法律なんですけれども、災害援護資金の貸付制度というのは都道府県内、ここであれば北海道です。北海道内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害、つまり相当大規模な災害が発生した時に、負傷または住居、家財に被害を受けた者が貸し付けを受けられることができます。限度額は350万円、実施主体は市町村というふうになっておりまして、これまでは先ほど申し上げたとおり、国の法律として貸し付けする場合は、利率は年3%の固定ですよということになっておりましたけれども、先ほども申したとおり、被災者の返済負担を軽減するという目的の中で、市町村が独自に3%ではなく、それ以下の利率に定めることができるということになっておりますので、市町村がいま何パーセントに決めるという意味ではなく、条例上3%以内で定められるというふうに設定して、事案が発生した時点でこの3%以内で、状況に応じて利率を決定されていくものというふうに考えております。

○議長(又地信也君) 3番 鈴木慎也君。

○3番(鈴木慎也君) 総務課長、丁寧な説明ありがとうございます。

いまの説明は、私も把握していたつもりで質問させていただきました。年350万円、そして事案が発生してからといういま説明がございましたが、事案が発生して職員の皆さんが例えばですけれども、町民の皆さんが大変な時に決定されるんですか。これは、前もって想定しておくべきだと。困ったかたのためにあらかじめ想定して、万が一の時にはスムーズに手続きが取れるように想定されるべきだと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(若山 忍君) 失礼しました。条例を今回、改正させていただいて、条例のほうは年3%以内というふうに定めさせていただいて、いまおっしゃられるとおり、町の方針等については規則のほうに委ねておりますので、そちらのほうで検討していきたいというふうに考えております。

○議長(又地信也君) 3番 鈴木慎也君。

○3番(鈴木慎也君) いま総務課長のほうから今後、規則のほうで決めていくという説明がありました。細かい部分で私が質問させていただいたのは、何のための法改正で、何のための条例改正であるかと。そこをやはり考えた時に、災害があつて困ったかたをいち早く助けてあげたい、社会復帰してあげたいって、そのための法改正である条例改正でございますので、今後の規則の部分につきましても期待しておりますので、なんかあつてからでは遅いので、事案が発生、いろいろなパターンを想定されて、ある程度の率のパターンを考えていただければと思います。以上で終わります。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第11号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

### **議案第12号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する 条例制定について**

**○議長(又地信也君)** 日程第19 議案第12号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** ただいま上程になりました、議案第12号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本年10月1日から施行された消費税率の改定に伴い、本年8月23日の令和元年第4回木古内町議会臨時会において、各会館の使用料等を改正しておりますが、住民生活に直接影響する使用料等については、今回改正させていただき、年度開始の令和2年4月1日から施行するとしております。

改正する条例は、ごみ処理手数料の手数料条例など五つございます。詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長(又地信也君)** 詳細説明をお願いいたします。

総務課長。

**○総務課長(若山 忍君)** 議案第12号につきまして、ご説明いたします。

今回の使用料等の改定につきましては、消費税率の引き上げに伴い、町が徴収する使用料等のうち、消費税の課税取引に関わる使用料等を同様に引き上げるものです。

条例第1条から説明をさせていただきます。

あわせて資料番号1、議案説明資料の13ページから14ページをお開き願います。

第1条は、手数料条例を改正するもので、ごみ処理手数料を記載のとおり改正するものです。こちらは、現在の料金設定について、消費税率5%で算出されているものを10%に改正するものです。燃やせるごみ200、1枚が21円から22円に、以下同様に記載のとおり改正するものです。

次に、資料の15ページをお開き願います。

第2条は、木古内町公営住宅の設置、整備及び管理に関する条例を改正するもので、公営住宅の駐車場の使用料について、100分の105を100分の110にするものです。

次に、資料の16ページをお開き願います。

第3条は、佐女川農村公園の設置及び管理に関する条例を改正するもので、パークゴルフ場使用料ですが、現在の料金設定については、消費税率5%で算出されているものを10%に改正するものです。

パークゴルフ場の使用料については、改訂後の料金を100円単位に設定しているため、影響が出るのは、シーズン券のみとなります。

なお、このシーズン券につきましても、利用促進を図ることを目的に過去にも料金を値下げした経緯もあることから、今回の改正後も当面の間は、料金を据え置くこととしております。

資料の17ページをお開き願います。

第4条は、木古内町野球場条例を改正するもので、夜間の照明使用料について、消費税3%で算出されているものを10%にするものです。

次に、資料の18ページをお開き願います。

第5条は、木古内町テニスコート設置条例を改正するもので、夜間の照明使用料について、第4条と同じく改正するものです。

議案に戻りまして、附則としてこの条例は、令和2年4月1日から施行するとしています。

施行時期を令和2年4月1日としましたのは、ごみ処理手数料については、住民全員に影響がある料金でありまして、住民及び販売事業者様等に十分な周知期間を確保するため、4月からとしています。

公営住宅駐車場使用料につきましては、年度当初に公営住宅居住者に対し、1年分の納付書を配布済みであり、既に1年分の料金も納めたかたもいらっしゃる、こういったことから4月からとしております。

パークゴルフ場、野球場及びテニスコート夜間照明使用料につきましては、消費税引き上げが10月1日からですが、シーズンが例年10月末から11月上旬までとなっておりますので、改定から期限までの期間が短いことから、新年度4月からとしております。

以上で、説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

**○議長(又地信也君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

9番 竹田 努君。

**○9番(竹田 努君)** 町長、この今回の消費税の10月1日からの考え方については、理解をします。今回の条例提案するにあたって、11月28日の総務の委員会の議論の経過を詳しく町長は受けていると理解をするんですけども、どうですか。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 報告は、受けております。

**○議長(又地信也君)** 9番 竹田 努君。

**○9番(竹田 努君)** それであれば、資料の16ページの関係について、ちょっと確認をさせてもらいます。

午前中の総務・経済常任委員会所管の検査所見の中でも、特にスポーツ施設については、

しっかり整備をした上で各大会、合宿誘致等を踏まえ、利用促進を含めて検討すべきだ、このことを踏まえての料金改定を望むって一つの総務・経済常任委員会での全員の総意であります。それを踏まえて今回、条例提案をしてきたっていうことは。それで、単にいま総務課長から説明受けた、この改正後の「ただし」の部分。とりあえずは、「当分の間は従前のおりとする」っていうことで、据え置くんだと。その部分は理解できます。ただ、「当分の間」っていうその表現の仕方、4月から施行して半年もしないうちに料金改定をするだとかそうではなく、総務・経済常任委員会で議論した総務の所見を踏まえて、その時期がきたらこの消費税転嫁の改正をすれば、私は良いと思うのですよね。いまなんでそういう議論して方向性も見えない中で、こういう条例提案するのかなって不思議でどうしようもないんです。大森町長は渡島町村会長でもあるわけですから、各町の実態等もどこまで把握しているかわからないんですけれども、先の常任委員会の中で、国のほうから10%を転嫁しなければだめだ、そういう指導。これは、特にやらなければペナルティあるのかどうなのかっていう部分についても我々今後、利用促進、交流人口の拡大を含めた議論する時に大切になってくるのかなというふうに思うのですよね。ですから、総務の委員会の委員長所見、それと渡島町村会長としての大森町長の管内の状況の把握をどこまでしているのか。それと、国の10%のペナルティの関係がどうなのかっていう部分、この3点ちょっと。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) いろんな立場での答弁を求められていますが、木古内町長として答弁いたします。

何が悪いのかなというのが素朴な議論なんです。全ての料金を消費税にあわせて、一斉に変えると。あと残すものはないという変え方をして、しかしこれについては重要なので、当面の間は従前のおりにする、これで十分通用すると思います。

○議長(又地信也君) 9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) 議長、総務の所見に対する答えもらっていない。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時36分  
再開 午後3時37分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま竹田議員から総務の常任委員会の所見ということで、お話がありました。この所見につきましては、行政と突き合わせをしたものではございません。

私どもも今朝はじめていただいたという経過でございまして、議員の皆さんの総意であるということは、受け止めをいたします。我々も総務常任委員会で、町の総意ということでは、消費税率が10%に改正になったことによって、全ての使用料・手数料について、10%で提案をさせていただきたいということで、ご理解をさせていただきたいという説明をしたわけでございます。今回の提案は、ただいま町長も申し上げましたように、手数料・使用料についての10%を達成をした上で、その上で利用促進策などに取り組みたいと。これは、二段階の取り組みということで、提案を申し上げているわけでございます。パークゴルフの利用料金に

ついて、当面ということで謳い方をいたしました、これはほかの町の改定状況もまだ出そろっていない中では、近隣の状況を把握をしながら、そこに変化があれば町としてもこの利用促進策を検討することになるでしょうけれども、あるいはまたこのあと数年後になるのか来年になるのかは別として、大規模な改修等が施設において行われる経費がかかった場合、こういった場合についての改定というか利用促進策をどうしようかというそういう検討はしなければなりません、そこはまた議員の皆さんと協議をしながら進める話ですので、来年すぐにどうのこうのというような考え方は持っていないということをもまずご理解をいただければというふうに思います。

また、言葉尻をとらえて申し訳ないのですが、この総務・経済常任委員会の所見で、「合宿云々」というのがございますけれども、常任委員会でそういう話が出たのかは私は記憶をしておりません。以上です。

**○議長(又地信也君)** 副町長。

**○副町長(大野 泰君)** ほかの自治体ということでございますが、値上げをしているのかどうかというのは、まだ検討をしているということで、詳細を掴んでおりませんので、そこについては今後出そろものかなというふうには思っております。聞き取り調査したものはございますが、そこについてはまだ検討中ですということが多いというような状況です。

ペナルティにつきましては、国については今回の10%の改正にあたって、指導・助言ということで、自治体にあっても使用料・手数料の改正に取り組んでいただきたいというような通知がきておりますので、これに基づいてしっかりとこれまで3%・5%・8%と大変恥ずかしい話なんです、町として均衡均一が取れていなかったところを是非今回は10%に均一化を図っていきたいということで、提案を申し上げておりますので、そこについてはそういう背景があるということをご理解をいただきながら、国がペナルティを科すということについては、特に通知はきておりません。

**○議長(又地信也君)** ほかに質疑ございませんか。

1番 平野武志君。

**○1番(平野武志君)** 1番 平野です。

いまの竹田議員の話していた部分にも類似するんですけども、その前にいま大野副町長が調査報告の中身について、「記憶にない」と申しあげましたので、私委員長として責任ございますので、そのことの見解についてお話あげますと、終盤です。パークゴルフ場の料金について、様々な話になった時に私、野球場とテニスコートのことも触れたんです。過去に利用促進について、教育委員会に投げかけている野球場の実際の収入がこれだけ。しかしながら、これだけ諸経費をかけて維持をしているって観点から、町内のみならず町外のかたにもたくさん利用してもらえようような考えを持たなければいけない、利用促進の提案をしていかなければいけないという話は、しております。ただ、議論が白熱した際に、委員会内で休憩を取ることでも多くございますので、それがしっかりと議事録に残っている時の発言だったのか。

はたまた、休憩時に出た意見だったのかは、ちょっといま現在の記憶では定かではありませんが、間違いなく言葉としては出ていたことです。そうすると、言った言わないになりますので、副町長は聞いていない、私は言ったと。どっちが正解なんだというのは、あとの録音を聞けばいいと思うんですけども、そこをいま論点として話すつもりはございませんので、一応私の見解はその部分は申し上げておきます。文章に書いた以上、責任上として。

それで、消費増税ということで、8から10にしなければならないということで、町長は正論を説いておりますけれども、そもそもこれまでも3から5に上げる時、5から8に上げる時、8から10に上げる時もそういう意志ではなかったはずです。町民サービスの観点から、3のままに据え置いたり、5のままにしていたり、今回一気に5から10に飛び跳ねている部分もありますから、毎度毎度その時の状況に応じて確実に上げてきたっていう実績ないんですね。それなのになぜ今回は、10にするのが何がおかしいんだという言い張るのはちょっと過去の例からいくと不自然なのかなと違和感感じております。例えばこれが明確に、消費税がかけられたものだという金額設定でもないんですね。やはり使用料というのは当然、利用者に利活用していただきやすいように端数を付けずに設定します。きょうの提案には上がってきていませんけれども、常任委員会の中ではこの報告書にあるとおり、広告掲載料これについても決まった金額5,000円とか1万円とかぴったりの金額で設定しているというのがこの設定だと思うんです。ですので、このじゃあ金額を設定した時にその消費税分、要は税別の部分の金額で考えたのかって言ったらそうじゃないと思うんです。いま増税の指示がきたから、じゃあこの時に設定した金額が8%だったから、単純に10%にしようねっていうだけでは、やはり私は使用者の気持ちを考えていないというふうに言わざるを得ないんです。常任委員会の中で申し上げたのは、各種スポーツ施設については先ほども申し上げましたとおり、様々な設備に費用投資しているわけです。その中で、実際の使用者がどれぐらいなんだ、収入がどれぐらいなんだって言ったら、もう微々たるものなんですね。逆に使用料をたくさん上げて、少しでも補てんするっていう考え方もありますし、使用者のサービスのために誘致のために、金額はタダにしてもっともっと利用をしていただいて、町内の経済効果につなげるっていう考えもあります。そのような考えをしっかりと取り組んだ中で、今回は増税に伴った部分もありますが、料金改定にするにあたり、このような考えですっていう提示がほしかったっていうことを常任委員会で伝えたんですね。それが全く見えないまま結果、税率が変わったから金額改正しますというのは、我々先ほど竹田議員が言うように、常任委員会の中で議論になっていた話が反映されていないというふうに捉えました、私も。それが私の思い、意見でございます。

それと、確認もしたいと思います。確か休憩の中だったと思いますけれども、吉田課長とナイター使用の料金について話を伺った時に、元々のナイターの電気代にかけて、この金額設定をしたんだというお話を記憶のもとと言っていたかと思うんです。常任委員会の中で、もう一步もう二歩深く本当は聞いたかったんですけども、ここは定例会に上がるということで、事前にどこまで審議していいのかっていうのもライン上難しかったものですから聞かなかったんですけども、当時からも二十数年経っているので、記憶にはもちろんないでしょうし資料を調べられたのかわからないのですけれども、おそらく1,000円ですか野球場ですと。テニスコートだと500円、団体は300円というのがありますけれども、この数字を換算した根拠、そもそもを教えてください。

**○議長(又地信也君)** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長(吉田 宏君)** ただいまのご質問についてですけれども、先日の常任委員会の休憩の際にお話したのは、ナイターの使用の時だけ使用料をいただくということで、日中はいただいていないということで、それで夜いただいているのは電気も使うし、その部分の受益者負担的な考え方ということで、説明していたというふうに認識しております。それ

で、この料金がそもそも例えば野球場が1,030円、テニスコートが520円ですか、というのがその当時もう30年以上も当時から経過しておりますので、その当時どのような形で議論されて、この議会で条例制定されたかというのはちょっとは把握はしておらないところなんですけれども、おそらくその当時の電気代相当だったんじゃないかなというふうに思っております。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 事前に通告はしておりませんでしたので、そのぐらいの答弁にしかないんだなっていうのも予想しておりました。いずれにしましても、使用を促進をしていただくにあたって、過去の記憶を遡るとおそらく電気代換算じゃないのかなという程度なんです、この1,030円、520円っていう金額が。例えば、今回税率変えたあとに町長言うように、このあとの利用促進したあとに、金額はじゃあいまの時代の電気代も上がっているから適正じゃないということで、じゃあまた変えるんですかということですよ。であれば、その利用促進いまの時代にあった料金設定、それはじゃあ電気代が上がっているから単純に高くなるものなのか、あるいは利用促進のために町民サービス、町外からのかたにもサービスすると。もっともっと安くするっていう方法も二案あると思うんです。そこを踏まえた上で、改正案を出していただきたいということなんです。それについて、どうでしょうか。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま吉田(宏)生涯学習課長のほうからも答弁がございましたが、電気料金の実費弁償的と言いますか実費弁償的に納めていただいている、これについては考え方は変わってはおりません。今回、利用促進というふうに提案をさせてもらっているパークゴルフ場については、平成23年の時にそれまで6,000円・8,000円であったものを5,000円・6,000円に利用促進のために、減額の条例改正を行っている、これを踏襲するという考え方でございます。

また、規則のほうの説明については、今回条例提案でございましたので、載せてはいなかったんですけれども、広報の広告手数料です。こちらについても利用促進という考え方をもちながら、改正をした上で現行どおりの扱いというような考え方を持っております。以上です。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩	午後3時51分
再開	午後3時51分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 実費弁償分とおっしゃりましたが、いま吉田(宏)課長から答弁あったように、はたしてそれが実費にいま時代ふさわしいのかっていうことも明確になっていないんですね。ですので、1回目に聞いた1,000円っていう金額がそもそも適正なんですかっていうことに答えられていないんですよ。副町長も憶測で当時そうだったからっていうことで、おそらく言ったと思うんですけれども、間違いなくそういう計算はしていたでしょう、当時は。でもいまは、その計算できていない現状ありますよね。やはり常任委員会でそこまでの



議論になったのであれば、そこもこの議会に提案するのであれば出してきてほしかったですよ。その上で、これが適正な金額ですっていう案をもとに、提案していただければなるほどという理解もしたんですけれども、その常任委員会のこの話された議論が一部は下げた部分もありますけれども、どうもないがしろにされたなっていう感覚を私自身は感じております。質疑ですから、ここまでですね。

**○議長(又地信也君)** ほかに質疑ございませんか。

6番 新井田昭男君。

**○6番(新井田昭男君)** 新井田です。

いまの使用料に関して、私は行政提案の部分に関しては、何ら問題ないかなっていう思いなんです。例えば、パーク場のいまの条例の提案なんかでもそうなんだけれども、一般の部分、シーズン券は別としても普通の部分に関しては、そのままなわけですよ。何ら変わっていないですよ、これ金額。シーズン券が当町の部分と他町の部分ということでいけば、200円とか上がっているわけだ。この辺が例えば交流人口促進っていうような話も出ましたけれども、あるいは平野議員からグラウンドの夜間の使用料の件の話出ましたけれども、そもそも逆に言うと私は例えばいままで1,000円だったよと。それがじゃあ1,000円でも、いまだから1,000円だから、その1,000円の根本は何だというお話に当然なっているんだけれども。でもその1,000円は、いままで何年も皆さん納得して使ってきたわけですよ、ある種、何にも違和感なく。「ああ、そう、」って、「わかりましたよ」って、「使いましょう」って。

そんなことで今日まで来たわけだよ、ある種。だから、根本は何だっていう部分は、ちょっと私もそこまで行政に先ほどいろいろやっていたけれども、言えない部分も当然昔からの部分であるのかもしれないけれども。ただこの金額、上げ幅の金額が例えば交流人口が「木古内町、ひどいんじゃないの」、そういう金額に私は見えないんですよ。委員会でもちょっと言ったように、じゃあこの金額が町民の皆さんが今度からこういうふうになるんですよとなった時に、「じゃあ、それじゃ行かないよ」と言うのか、「わかりましたよ」。ここの例えばパークの部分に関しては、他町村の動向も含めていま調査中だと。その部分に関しては、当面この部分をわかるまで据え置くんだよということまで、ここで謳っているわけですよ。

そういう部分でいけば、交流人口が減るような金額体制では私はないと思うんです。ある種、今後やはり何でもそうだけれども、ある時期をもって町民の皆さんが応分の負担をする時だってあるわけですよ。これは、全てが住民サービスのために、恒久的な部分ではないわけですよ。ある種の部分で、いろいろ考えなければならぬ提案もらわなきゃならないって部分当然あるので、私は別にこの金額に対して、ちょっとひどいなっていうようなイメージは全くございません。それは、もう議員が言うのはわからないわけではないです。私も町民の代表として、皆さんの懐を痛めるような行為というのは、できるのであればそんなことは。

ただ、やはり説明ですよ。説明がやはりきちんとされて、町民の皆さんがなるほどなっていう部分も当然必要だろうし、ただ個人的には私が一人の町民という目線で見ると、そんな大きな負担を強いているというようなちょっとイメージはございません。そういう賛否あって然りだと思えるんですけども、私はそんなちょっとイメージで考えております。答弁はいりません。

**○議長(又地信也君)** 常任委員会で説明受けたのは、10月1日から消費税が10%になりましたっていう部分も副町長のほうから随分強くとか、それが基本になっているような話も

出てあったし、そうしたら今回のこの改定については、内税なのか外税なのかっていう議論も私はしたつもりなんですよね。例えば仮に5,200円に将来なるとしたら、そうしたら基本はいくらなのさと。なんかわかりづらいねという話もしたつもりなだけけれども、そうすると将来的に5,200円に当分の間はというけれども、将来的にはなるんでしょう、たぶん。いつかわからないけれども。そうしたらこの中身というのは、内税っていうことになっちゃうんだよね。そうですね。その辺が町民にわからないんでないのかなと。すぐスッとわかってもらえないんじゃないのかなというような気がするんですよ。だから、仮に端数が付くとすれば、10%にしたと。端数が付くのであれば、例えば100円までは10円未満は切り捨てたというような説明もどっかであってもいいと思うんです。そういう話もないものだから、私は計算弱いものだから、例えば1.1かけて、そうしたら5,000円であつたら5,500円でしょうって。あるいは、4,500円だったら4,950円でしょうっていうふうな計算より私できないです。

その辺が町民にしたら、そうしたら本当はいくらなのっていう声が当然出ると思うんだよね。その辺まで、将来的にはたぶん計算するんでしょう。実際に5,200円にする時には、周知すると思いますので、その辺もわかりやすいような説明もしていただくということに私のほうから申し上げておきます。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(反対討論) の声あり

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 1番 平野武志です。

反対討論です。中身については、先ほど質疑の中で言ったとおりなんですけれども、議長が話した部分も含めて、やはり説明が不足している。先ほどの質疑の中のことをいま一度申し上げますけれども、新井田議員が先ほど質疑の中で発していた、決して高くはないと、いままでそれで満足して使っていたらうって。確かにそのとおりで、私はそのことを言っているわけではないです。しっかりと金額を改定する際に、これまでも利用促進については、町民ももちろんですけども、町外に向けてしっかりと利用促進をしていただきたいって、その案を懸命に考えていただきたいとこれまでも何年にもわたって伝えてきました。当然、日中は無償で貸しているんですけども、じゃあ木古内でこれだけナイター環境が良い野球場を皆さん使いたいんですよ。その発信もこれまでなかなか上手くできていなければ、じゃあ使ってもらった時に金額がはたしてこれが高いのか安いのかという議論も聞いたことないですし、答えももらったことないです。先ほど町長言うように、まずは出しておいて、このあと利用促進について考えればいいじゃないかと、到底納得いけるものじゃないですね。当然ながら、料金を改定する案を出す時に利用促進のことも含めて、それを含んだ説明があって、はじめて改定案が出されるべきだと思います。常任委員会でも伝えたとおり到底、消費税の改定が変わってそれに対して、料金改定をしなきゃならないっていう考えについては、もちろん賛同、思いとしては理解しますが、この料金の定価・定額についての設定金額の説明については納得できませんので、以上の理由を持って反対討論といたします。

○議長(又地信也君) いま反対討論が出ましたけれども、ほかに反対討論のかたおりませんか。賛成討論のかた、おりませんか。

(賛成討論) の声あり

○議長(又地信也君) 4番 吉田裕幸君。

○4番(吉田裕幸君) 賛成の立場で討論いたします。

確かに平野議員の言う常任委員会での質疑、この問題につきましては、いままで正直言いまして、行政が3%・5%そのままにしていたというのが正直な話、問題なことでございます。いま消費税につきましては、税でございますので、いま10%に上げる。ただ、中身につきましては、たぶん問題があると思います。でもその辺は、行政もいまこれから考えていくことだと思いますので、私は今回の提案につきましては、賛成という立場で討論に参加いたします。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第12号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成のかたは、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 起立、多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 議案第13号 木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

○議長(又地信也君) 日程第20 議案第13号 木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第13号 木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本計画の新旧対照表につきましては、資料番号1、議案説明資料の22ページに添付しておりますので、ご参照を願います。

改正内容につきましては、これまでの計画に、「高齢者等の保健及び福祉の向上、及び増進」について、追加・修正することで、過疎対策事業債の充当を可能とするものでございます。

また、本計画の変更につきましては、令和元年11月27日付で北海道知事より「異議がない」旨の通知をいただいております。

なお、詳細につきましては、まちづくり新幹線課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 詳細説明をお願いいたします。

まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長(木村春樹君) 木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、ご説明申し上げます。

このたびの変更は、今年度予算に計上されております、小規模多機能型居宅介護施設整備事業について、過疎対策事業債を充当するための条件として、計画に追加するものです。

資料番号1、議案説明資料の22ページをご覧ください。

木古内町過疎地域自立促進市町村計画の38ページ、事業計画の表頭「活性化施設区分」欄「4. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」、「事業名(施設名)」欄「(1) 高齢者福祉施設」に、「その他」として、「事業内容」欄に、「小規模多機能型居宅介護施設整備事業、実施設計、建築工事、備品購入等」を追加するものです。

事業主体は、木古内町です。

なお、本件につきましては、先ほど町長が述べたとおり協議の結果、令和元年11月27日付で、北海道知事より異議がない旨の回答をいただいております。以上です。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第13号 木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

## 選挙第1号 木古内町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長(又地信也君) 日程第21 選挙第1号 木古内町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては、指名推選で行うことに決定をいたしました。  
お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定をいたしました。

指名いたします。はじめに、木古内町選挙管理委員会委員には、小泉五郎氏、北野友子氏、渥美 徹氏、新家悦子氏、以上4名のかたを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました4名のかたを、木古内町選挙管理委員会委員の当選人とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議なしと認め、ただいま指名いたしました、小泉五郎氏、北野友子氏、渥美 徹氏、新家悦子氏、以上4名のかたが木古内町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、木古内町選挙管理委員会委員補充員を指名いたします。

補充員には、山川 肇氏、脇本武夫氏、高谷郁郎氏、加藤蓉子氏、以上4名のかたを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました4名のかたを、木古内町選挙管理委員会委員補充員の当選人とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議なしと認め、ただいま指名をいたしました、山川 肇氏、脇本武夫氏、高谷郁郎氏、加藤蓉子氏、以上4名のかたが木古内町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

補充員の順位につきまして、お諮りいたします。

補充員の順位は、ただいま議長において指名した順序で決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議なしと認め、補充員の順位は、ただいま議長において指名した順序で決定をいたしました。

### 発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査について

**○議長(又地信也君)** 日程第22 発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、総務・経済常任委員会及び議会運営委員会の各委員長より、下記のとおりその所管に属する事務調査の申し出が

ありました。

お諮りいたします。

議会閉会中の所管事務調査について、各委員長から申し出のとおり、これを承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

### 意見書案第1号 日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書

○議長(又地信也君) 日程第23 意見書案第1号 日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番 手塚昌宏君。

○2番(手塚昌宏君) 2番 手塚昌宏です。

意見書案第1号 令和元年12月12日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 手塚昌宏、賛成者 木古内町議会議員 鈴木慎也、同じく吉田裕幸。

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書(案)。

防衛省は4月、米軍普天間飛行場(沖縄県)の米海兵隊輸送機MV22オスプレイの訓練移転を、2020年1月から3月の期間に道内で行う日米共同訓練「ノーザンバイパー」で計画していることを明らかにした。

オスプレイは墜落事故を繰り返し、他の米海兵隊運用機より重大事故率が高い輸送機であり、ひとたび墜落事故が起きれば道民の生命と財産が犠牲となる。また、昼夜を問わず低空飛行を繰り返すオスプレイの騒音は凄まじく、酪農業への影響や環境破壊など、平穏な日常生活に多大な影響をもたらすことは必至であり、そのようなオスプレイの訓練参加は許しがたく、断じて認めることはできない。

さらに、国境に接する北海道において、米海兵隊と自衛隊の約3,000人が参加し、オスプレイが広域的に飛行する大がかりな日米共同訓練は、隣国ロシアを刺激しかねず、北方領土問題の解決という私たちの悲願を大きく後退させるものである。

よって、国においては、国民の生命・財産及び安心・安全な生活を守るため、日米共同訓練の規模縮小とオスプレイの参加を中止することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、提出する。

2019年12月12日、北海道上磯郡木古内町議会 議長 又地信也。

提出先 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、外務大臣、防衛大臣。

以上、提案いたしますので、ご審議いただき、ご賛同くださいますよう、お願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第1号 日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

### **意見書案第2号 「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書**

○議長(又地信也君) 日程第24 意見書案第2号 「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番 安齋 彰君。

○5番(安齋 彰君) 意見書案第2号 令和元年12月12日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 安齋 彰、賛成者 木古内町議会議員 新井田昭男、賛成者 木古内町議会議員 相澤 巧。

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書(案)。

2018年12月8日の参議院本会議で、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(成育基本法)が全会一致で採択された。

成育基本法では、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する」ことを目的に掲げ、「社会的経済的状況にかかわらず安心して次代の社会を担う子どもを生み、育てることができる環境が整備されるように推進」することを基本理念とし、国は、「成育医療等の提供に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」としている。

多くの自治体で旧「妊娠中毒症等療養援護」と同様の制度はあるが、疾患や受診科目による制限のない「妊産婦医療助成制度」は、13道県156市町村の実施にとどまっている。

成育基本法を実りあるものにするためには、住んでいる自治体による差をなくし、妊産婦（母子保健法第6条で妊娠中または出産後一年以内の女子と規定）について、費用の心配なく医療が受けられるようにすることが不可欠である。

また、「妊産婦医療費助成制度」をはじめとした福祉医療費助成を現物給付で実施している自治体に対する国庫補助金の削減措置については直ちに廃止すべきである。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記 1. 疾患や受診科目による制限のない妊産婦に対する医療費助成制度を国の制度として早期に実現すること。

1. 福祉医療費助成を現物給付としている市町村に対する国民健康保険国庫補助金の削減措置については、これを全て廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和元年12月12日、北海道上磯郡木古内町議会 議長 又地信也。

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

以上、提出いたしますので、ご賛同いただけますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第2号 「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

### 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

○議長(又地信也君) 日程第25 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会閉会中、出張または派遣を要する各種の行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、



正・副議長及び議員を出張・派遣させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

なお、現在予定されている出張または派遣につきましては、下記のとおりであります。今後の出張または派遣する議員につきましては、その都度、議長において指名することにしたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

## 会 期 中 の 閉 会

○議長(又地信也君) お諮りいたします。

本定例会に付議されました案件は全て審議を終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認めます。

これで、本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、令和元年第4回木古内町議会定例会を閉会いたします。

皆様、どうもご苦労様でございました。

( 午後4時27分 閉会 )

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年12月12日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 吉 田 裕 幸

署 名 議 員 安 齋 彰